

平成25年度

事業報告書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	4
第1章 事業活動の概要	4
第2章 業務に関する事項	11
1 協会員に関する事項	11
2 金融・資本市場活性化への対応	12
3 証券決済制度改革への取組み	16
4 各種要望	17
5 調査・研究に関する事項	24
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	31
7 株式市場等に関する事項	36
8 公社債市場等に関する事項	37
9 外国証券等に関する事項	39
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	40
11 投資勧誘等に関する事項	41
12 研修・資格試験に関する事項	43
13 監査・モニタリング等に関する事項	46
14 あっせん・苦情相談に関する事項	49
15 国際交流に関する事項	51
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	54
17 地区協会に関する事項	55
18 内部監査に関する事項	56
19 その他	57
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	58
第2編 財務報告	74

第3編 資料	144
1 全国証券大会所信	144
2 協会員に関する状況	145
3 協会員の従業員の状況	148
4 グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の状況	149
5 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	150
6 重要事実公表銘柄情報の提供状況	151
7 時価発行公募増資の実施状況等	152
8 公社債の状況	153
9 店頭CFDの状況	156
10 外国証券に関する事項	156
11 研修・資格試験の実施状況	157
12 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	160
13 税務相談に関する事項	162
14 定款・諸規則改正等	162
15 本年度中に公布された法令	164
~~~~~	
○ 会員名簿	168
○ 特別会員名簿	171
○ 理事会・常勤役員等名簿	174
○ 会議・委員会委員等名簿	175
○ 地区協会関係名簿	177
○ 事務局機構	179
・ 事務局組織の変更	179
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	180
・ 本部、地区協会所在地	181
・ 証券・金融商品あっせん相談センター所在地	181
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	182



## 御 挨拶

会 長 稲 野 和 利

この度、平成25年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度を振り返りますと、我が国経済は、金融緩和・財政出動・成長戦略の三本の矢によるアベノミクスの効果により、円安傾向・株高傾向となり、本年度末の日経平均株価の終値（14,827円）は昨年度末の終値（12,397円）に比べ、約20%の上昇、また一昨年度末の終値（10,083円）に比べれば、約47%の上昇となりました。証券界では、昨年1月の日本取引所グループの発足を機に、7月には現物市場の統合、本年3月にはデリバティブ市場の統合が行われ、世界的な取引所間競争の中であって、規模の拡大、金融商品の多様化・コスト削減等による利便性や国際競争力の向上により、日本取引所グループがアジアのメイン市場としてプレゼンスを高めることが期待されております。更に、昨年9月には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、消費者マインドの改善とともに今後はインフラ整備を始め様々な産業に大きな活力が生み出されていくことが期待されるなど、市場を取り巻く環境改善が顕著に見られた1年であったように思います。

このような状況下、本協会が主要課題として掲げた、活力ある金融資本市場の実現、投資家の裾野拡大に向けて推し進めた取組みの中から、本協会の3つの主な業務である、自主規制業務、金融商品取引業・金融商品市場の健全な発展を推進する業務、国際業務・国際交流それぞれのトピックについて所見を申し述べます。

### （金融商品取引業者等の信頼性の向上、投資者保護の徹底）

本協会では、一昨年に顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった証券会社の破綻、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ法人関係情報の管理不備など、金融商品への投資について国民の皆様には不信感を与えかねない事案が発生したことを受け、様々な角度から信頼性の向上について検討を重ねてきたところであります。本年度は具体的施策として、倫理観・責任感を向上させるための取組みに関する対応として、「会員における倫理観向上の取組み事例集」の作成、会員の自主的な取組みとして「倫理コード及び倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況」を開示する場合の参考例を作成いたしました。また、信頼性向上のための情報発信の取組みに関する対応とし

て、会員に対し、自主的な取組みとして、自社の業務内容等を記載した「プロフィール帳」の作成・公表を求め、その記載例を作成いたしました。

また、不都合行為者制度等についても検討を重ね、不都合行為者の取扱いの検討対象範囲の見直し、認定資料による審査を行う例外的な手続の創設、役職員に関する処分等の見直し等を行いました。この見直しは、証券界全体として法令等違反行為の抑止や外務行為からの不適格者の排除等に係る包括的なものであり、これにより自主規制機能がこれまで以上に効果的に発揮され、信頼性の向上に寄与するものと考えております。

更に、高齢化の進展に伴い、高齢者に対する投資勧誘において、本人やそのご家族から苦情やあつせん申立て等がなされる事例が増加傾向にあることから、適合性の原則に基づいて慎重な対応を行う必要があると考え、高齢者に対する勧誘等に関する協会の態勢について検討を重ね、業界として目線を合わせた勧誘による販売を行うため、高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインを制定いたしました。

金融商品取引業者等の信頼性の向上に向けては、現在検討中の施策も含め、今後とも必要な施策を着実に実施してまいります。

#### (個人投資家の支援、金融経済教育の推進)

国策であり、業界全体の目標でもある「貯蓄から投資へ」の大きな推進役として期待されるNISAについては、昨年4月に愛称が決定して以降、業界をあげて広報活動に努めてきたところであり、NISA口座の開設数は本年1月末現在でおよそ475万口座となりました。本年は実際の適用がスタートしたという意味でNISA元年であり、更なる投資家の裾野拡大を図ることで活力ある証券市場の実現にもつながると考えており、NISAの普及・促進に向けて引き続き全力で取り組んでいきたいと思っております。

「貯蓄から投資へ」という大きなテーマは劇的には達成されないかもしれませんが、近年、個人の自助努力による資産形成は大変重要となってきております。若年層、投資未経験者をはじめ多くの国民の皆様、このNISAという身近で便利な器を是非活用していただけるよう、各種広告媒体を利用した、仕組み・特性等が分かりやすく理解でき親しみを持ってもらえる広報活動、インターネットやSNSの積極的利用、「NISA相談コールセンター」の設置といった様々な働きかけを行っているところでありますが、更に、NISAが長期投資・資産形成に向けた制度として定着していくために、制度の恒久化やジュニアNISAの導入など制度の拡充・利便性の向上に向けた働きかけも行ってまいります。

また、NISAにより、若年層や投資未経験者など新しい投資家の増加が見込まれる中、国民の皆様一人ひとりの、金融商品や取引に関する知識・情報を正しく理解し自らが主体的に判断できる能力、いわゆる金融リテラシーの向上が喫緊の課題となっております。本年度は10月4日の「投資の日」をはじめとした各種セミナーの開催、金融商品に関する刊行物の作成・配布、教員向けワークショップの実施など、金融リテラシーを習得できる機会を数多く設けさせていただくことに注力いたしました。加えて、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、市場関係者の交流、積極的な情報発信の場として「JSDAキャピタルマーケットフォーラム」を開催し、国内外から多くの学識経験者・市場関係者等の参加を得ており

ます。今後も、金融経済教育の一層の拡充を図るため、関係団体や行政当局との連携を深めるとともに教員・教育関係者の皆様への働きかけを強化し、学習指導要領における金融分野の記載充実に向けた取組みを推進いたします。

(我が国証券市場の魅力や取組みのPR)

金融・資本取引のグローバル化の中で、我が国金融資本市場がその経済力や経済規模に相応しい国際的な役割を果たし、アジア地域における金融センターとしての地位を確立していくためには、国際的な発信力を強化していく必要があります。日本の経済・株式市場の回復に対する海外の投資家・市場関係者の関心が高まっている中、我が国金融資本市場の魅力や、日本取引所グループの設立を受けての現物市場・デリバティブ取引の統合をはじめとする最近の市場インフラの強化、規制の整備について、海外の市場関係者の理解を深めるための官民一体となったプロモーション活動を積極的に行いました。

本年3月には、米国証券業金融市場協会との共催、日本取引所グループの協賛により、開始以来6回目となる「日本証券サミット」をニューヨークにおいて開催し、米国東海岸で活動する金融関係者等を主な対象として、日本市場のプロモーション活動を行いました。日本証券サミットは、平成20年にロンドン、21年に香港、22年にシンガポール、23年にニューヨーク、25年にロンドンで開催し、積極的なプロモーションを行ってきているところでありますが、今回のサミットでは、アベノミクスの下で復活しつつある日本経済の状況、成長戦略における主な課題、財政健全化と国債市場の見通しを紹介しながら、投資対象としての日本の魅力をアピールいたしました。結果、本イベントは、日本経済のデフレからの脱却、持続的成長に向けた成長戦略の実施への関心の高まりを反映し、日米の証券会社、金融機関、機関投資家、情報ベンダー、報道機関等、多数の方々にご来場いただき、成功裏に終えることができました。また引き続き、両国関係者の対話を通じて、日米の市場・業界間のネットワーク、リンケージ強化を図りたいと考えております。

以上、本年度の本協会の取組状況を概観し、その背景にある基本的な考え方を申し述べましたが、本協会といたしましては、今後も重要な政策課題に全力を挙げて取り組み、これまで以上に、我が国金融・資本市場の発展に、投資者の皆様がより一層信頼できる投資環境の整備・充実に、全力を注いでまいりたいと考えております。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、我が国成長戦略に貢献し、広く国民の資産形成を支援するため、活力ある金融資本市場の実現と投資家の裾野拡大を目指し、6つの重点戦略に取り組んだ。

### 1 成長戦略への貢献＜我が国成長戦略の実現に向けた取組み・海外への日本市場のPR＞

#### (1) 新規・成長企業へのリスクマネー供給の促進、強化

25年10月、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月公表）において示された制度整備の方向性等を踏まえて、グリーンシート銘柄制度に代わる新たな非上場株式の取引制度の整備、フェニックス銘柄制度に関し上場廃止後の受け皿市場としてのあり方及び本協会会員が仲介業者として関与する株式を活用した投資型クラウドファンディングに対する本協会の自主規制について検討を行った。

#### (2) 上場企業によるエクイティ調達機能の強化・多様化

投資者、発行会社双方にとっての利便性を向上させ、我が国経済の活性化を図る観点から必要となる施策について、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」において検討を行い、25年6月、検討結果を報告書として取りまとめた。また、25年11月、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会ワーキング・グループ」を設置し、大規模希薄化公募増資への対応を始め、株主による意思表示の促進、オフリング手法の多様化、コミットメント型ライツ・オフリングの利便性向上、公正な取引の促進等について実務的な観点から検討を行うとともに、関係各方面に対して働きかけを行った。

#### (3) 公社債市場の活性化

社債の価格情報インフラの整備に向けた具体的な対応策について、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、25年9月、売買参考統計値の信頼性向上のための対応策を報告書として取りまとめた。また、売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度創設に係る規定の整備を行うため、25年12月及び26年3月、「公社債の店頭売買の参考統計値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正等を行った（施行は27年秋以降遅くとも28年初を目途）。

社債権者保護の充実に向け、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」において、社債権者への情報伝達インフラの整備及び社債のデフォルト後の債権保全に特化した社債管理人（仮称）制度について検討を行った。

また、国債のアウトライト取引T+1（GCレポ取引T+0）の実現に向け、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」において、アウトライト取引T+1（GCレポ取引T+0）

の実現に向けた取引手法及びインフラ整備面の論点を中心に検討を行った。なお、T+1化後の費用対効果等の確認・検討を行うため、外部コンサルティング・ファームを通じて幅広い市場関係者に対しヒアリング、アンケート調査を実施し、市場の実態把握に努めた。

#### (4) 総合取引所の実現に向けた枠組みの検討

総合取引所の実現に向けて、現段階の検討課題及び基本的な考え方を整理するとともに、26年3月、協会の範囲、自主規制及び投資者保護のあり方並びに会員カテゴリー及び負担のあり方など協会がバナンス等を含む課題について検討するため、理事会の下に、会長を委員長とする「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」の設置を決定した。

#### (5) 我が国証券市場の魅力や取組みのPR

26年3月、「第6回日本証券サミット」をニューヨークで開催（共催：米国証券業金融市場協会（SIFMA））し、米国東海岸の機関投資家・金融関係者を主な対象として、日本市場のプロモーション活動を行い、我が国経済の状況、成長戦略における主な課題、財政健全化と国債市場の見通しを紹介し、投資対象としての日本の魅力をアピールした。

## 2 証券会社・証券市場の信頼性確保<幅広い投資家が参加しやすい市場環境の実現に向けた取組み>

### (1) 証券会社・証券市場の信頼性確保のための施策の推進

会員の倫理観・責任感を向上させるための取組み、投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進等について「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討を行い、25年6月、検討結果を報告書として取りまとめた。26年3月、同報告書における提言を踏まえ、会員が倫理観向上のために取り組んでいる施策やその効果について特徴的な事例を取りまとめた「会員における倫理観向上に向けた取組み事例集」を作成し公表するとともに、会員各社が自社における倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況を自社ウェブサイト等で公表する場合の参考記載例として「倫理コード及び倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況」を作成した。また、会員が投資者に対し、自社の業務内容等をわかりやすく情報発信する場合の参考様式として「プロフィール帳」を作成した。

また、「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直しの要否を含め、役職員に関する処分等のあり方について、「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、25年6月、検討結果を報告書として取りまとめた。26年3月、同報告書の提言内容等を踏まえ、「協会の従業員に関する規則」等の一部改正を行った（26年4月1日施行）。

25年12月には、「外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」の更新を行った。また、外務員資格更新研修についてコンテンツの改訂を行い、26年2月17日より改訂後のコンテンツによる配信を開始した。

### (2) 高齢者に対する勧誘・販売に関する対応

高齢顧客に対する投資勧誘の適正化に資するため、25年10月、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正を行い、高齢顧客への販売対象となる商品、説明方法、受注方法を規定した

社内規則の制定を求めることとした。また、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行い（25年12月16日施行）、価格変動が比較的大きい商品や仕組みが複雑な商品等を勧誘する場合には、役席者による事前承認や勧誘した日の翌日以降に役席者により受注するなどの対応を求めること等、社内規則を制定するに当たっての考え方を示した。

### (3) インサイダー取引の未然防止に向けた取組み

前年度に引き続き、J-IRISS（内部者登録・照会システム）への上場会社の登録促進に向け、各証券取引所と連携し、J-IRISSの未登録上場会社への個別訪問、個別勧誘などを行った。その結果、登録会社数は、25年3月末の2,525社（全上場会社に対する割合71.05%）から26年3月末で2,748社（全上場会社に対する割合77.58%）に増加した。

### (4) 証券市場からの反社会的勢力排除の推進

25年1月に警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、2月25日から本格稼働した「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施、会員への注意喚起レターの発出及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施等の取組みを行った。

### (5) 未公開株・社債等をかたった詐欺の被害防止に向けた広報活動等の実施

継続的に注意喚起リーフレット等の備品を協会員、各都道府県警察等に送付し、活用していただくとともに、25年10月を中心に、会員各社、各都道府県警察、財務局、消費者庁、登録金融機関（特定の地域）等と連携し、各都道府県の主要都市の街頭において、PR用ポケットティッシュやリーフレットを配布する街頭注意キャンペーンを実施した。

また、前年度に引き続き、「未公開株通報専用コールセンター」における未公開株・社債等の勧誘被害に係る通報の受付、通報内容の行政への提供及び通報受付状況の公表を実施した。

## 3 国際化への対応<国際的な規制の最適化と我が国への円滑な導入に向けた取組み>

### (1) 国際的な法規制等への対応

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に係る最終規則等が公表されたことに対応し、「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応に係るワーキング・グループ」において意見を取りまとめ、25年5月、米国内国歳入庁（IRS）に提出した。また、26年7月からのFATCAに係る顧客対応の実施等に向けて、FATCA対応事務マニュアルを作成するとともに、25年12月、全国の地区協会において説明会を開催した。

### (2) 国際的な規制・基準制定の枠組みへの積極的な参画・プレゼンスの向上

25年4月、米国・欧州・オーストラリア・カナダ・韓国等の業界団体と連名で、G20財務大臣宛てに、欧州金融取引税（FTT）に関する書簡を提出した。また、本協会が加盟する国際証券業協会会議（ICSA）を通じて欧州委員会宛てに意見を提出した。引き続き、同制度について情報を収集するなどの対応を行った。

25年5月の証券監督者国際機構（IOSCO）／自主規制機関諮問委員会（SROCC）（注）研修セミナー及び中間会合、9月のIOSCO年次総会に参加し、「証券市場における問題の早期発見に関するワーキング・グループ」（ATC WG）の議長として各国関係機関間の情報・意見交換を促進した。

（注）25年9月に協力会員諮問委員会（AMCC）に改編

25年8月、米国証券取引委員会（SEC）の「クロスボーダー有価証券関連スワップに係る規則案」に対するコメントを提出した。引き続き、海外関係団体等を通じた情報収集に努めた。

25年10月、経済協力開発機構（OECD）で「金融口座情報の自動的交換に係る国際共通基準案」が検討されていることに対応し、意見を取りまとめ、OECDに提出した。引き続き、同制度について情報を収集するなどの対応を行った。

### （3）海外の自主規制機関・関係団体等との連携強化

25年5月に国際証券業協会会議（ICSA）総会（シドニー）、同年10月にアジア証券人フォーラム（ASF）総会（台北）等に参加し、参加メンバーとの間で情報・意見交換を行った。引き続き、ASF事務局としてワーキング・グループの立上げやメンバーの拡大に努めたほか、海外関係機関との連携強化を図った。

25年4月、7月、11月及び26年3月、ASEAN+3債券市場フォーラムに参加し、アジア債券市場の整備に向けた議論に積極的に参画した。

25年11月、日中韓資本市場発展フォーラム（ソウル）及びアジア証券業金融市場協会（ASIFMA）総会（香港）に参加し、アジア資本市場関係団体との交流・連携を深めた。

25年11月、ASF東京ラウンドテーブルを東京で開催し、アジア新興市場の当局、関係機関からの参加者に日本市場の経験・枠組みをモデルとして約1週間の研修セミナーを行った。

## 4 個人投資家の支援＜個人の自助努力による資産形成の促進に向けた取組み＞

### （1）NISA（少額投資非課税制度）の推進

NISAの普及・推進に向けて、女優・剛力彩芽さんをイメージキャラクターとして起用し、25年6～7月及び8～9月、26年1月を中心に、テレビ、新聞、ポスター、リーフレット等の各種広告媒体を利用し、NISAの仕組み、特性等が分かりやすく、親しみを持ってもらえる広報活動を実施した。特に新たな投資家層に対する理解を深めてもらうため、インターネット、SNSを積極的に活用した。25年5月には、「NISA相談コールセンター」を設置し、個人からのNISAについての質問・相談に対応した。

また、関係機関等と連携を図り、NISA口座の重複申請防止及び配当金等の非課税での受取方法（株式数比例配分方式）について周知・広報活動を行った。

NISAの拡充・簡素化に向け関係各方面に働きかけを行い、26年度税制改正により、27年1月から、NISA口座を開設する証券会社等を一年単位で変更すること、NISA口座を廃止後、同一の勘定設定期間内にNISA口座を再開することが可能となった。NISAの恒久化については、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き、検討することとされた。

### （2）個人による証券投資の拡大に向けたプロモート活動の推進

株東京証券取引所の「+YOU ニッポン応援全国キャラバン」や各地の商工会議所等と協力して、地

元経済の魅力の掘り起こしや投資の促進等を目的として、各地で投資セミナーを開催するとともに、講師等と地元経済団体との懇談会を開催した。

また、各セミナーにおいて、NISAのリーフレットの配布を要請する等、NISAの周知についての協力を求めた。

### (3) 金融所得課税の一体化に向けた環境整備、中・長期的な証券税制のあり方の検討

家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点から、投資者が多様な金融商品に投資しやすい環境整備の一環である金融所得課税の一体化について、関係各方面に働きかけを行った。

26年度税制改正により28年1月から、公社債等について特定口座における損益通算が可能となることに伴う所要の措置が図られることとなったほか、デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化についても、証券・金融・商品を一括して取り扱う総合取引所実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き、検討することとされた。

28年1月からの金融所得課税一体化に沿って、公社債・公社債投資信託等の課税見直しが実施されることから、その円滑・確実な実施に向け、証券会社等における特定口座の対応・市場慣行の見直しや、関係機関の制度やシステムの変更に対応するため、25年5月、「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」を設置、鋭意検討を進め、課題の共有や実務の取りまとめを進めている。

また、中・長期的な証券税制のあり方の検討の一環として、海外における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等（英国ISA・ワークプレイスISA・ジュニアISA、米国529プラン等）について、26年3月、英国及び米国の実態調査を行い、報告書を取りまとめた（26年5月）。

## 5 金融経済教育の推進<国民各層の金融リテラシーの向上に向けた取組み>

### (1) 金融リテラシー向上に向けた国民各層（とりわけ現役若年層）への支援

ライフプラン・マネープランを認識することの重要性、長期投資・分散投資への理解を深めるための支援として、25年9月、26年2月に大学生向けセミナーを開催したほか、26年1月スタートのNISAへの理解を深めるための支援として、10月4日の「投資の日」を中心に、協会員とも連携しつつ、「投資の日」記念イベントを全国9地区24会場で実施した。また、25年10月から12月にかけては、金融・証券知識及びNISAに係る全国放送のラジオ番組を提供、その内容をポッドキャストで配信した。

ホームページにおける動画コンテンツ充実の観点から特設サイトを設置するとともに、昨年度に引き続き、「投資の日」記念イベント等の収録動画を、本協会ウェブサイト及びYouTube本協会公式チャンネルにおいて公開した。

その他、金融・証券知識の普及・啓発を図るため、各種金融商品に関する刊行物を作成・配布した。また、各関係団体が発行するDVDや刊行物を一つに取りまとめたキット「社会人のためのマネープランガイド」を制作・配布した。

## (2) 中・高生向け金融経済教育の一層の拡充

学校における金融経済教育の重要性への理解を深めていただくため、教員向け夏期セミナーの開催、インターンシップ（教員向け研修会）の開催、教育管理職セミナー（校長、副校長等）の開催、教員研究会への支援等を行った。

また、証券知識普及プロジェクトが提供する副教材の一層の利用促進を図るため、中学校向け副教材を対象とした教員向け指導用映像コンテンツ（動画・DVD）を制作するとともに、教員向け夏期セミナーにおいて25年4月から提供を開始した高等学校向け副教材を利用したワークショップを実施したほか、各地の教育委員会訪問や教員の自主的な研究会等を通じて副教材の普及に努めた。

## (3) 金融経済教育の業態横断的な活動の推進

「金融経済教育推進会議」（事務局：金融広報中央委員会）にメンバーとして参画し、「最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容」を具体化するとともに、「年代別に教えるべき事項」について整理・体系化を図った（25年12月、同推進会議において中間報告が行われた）。

## (4) 研究者の育成、市場関係者との交流、積極的な情報発信

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者（法学・経済学等）を中心に、学識経験者（大学教授、弁護士、民間研究機関研究者）、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場として、25年5月、JSDAキャピタルマーケットフォーラムを設置し、本年度中、同フォーラム会合を3回開催し、活発な意見交換を行った。同フォーラム会合の様相については本協会ウェブサイトにて情報発信を行った。

# 6 本協会運営態勢の強化<証券会社の業容の多様化等への対応強化に向けた取り組み>

## (1) 積極的な情報発信

25年6月から新たな情報発信ツールとして、SNS（Facebook、Twitter）を利用して、一般投資家向けの情報発信を開始した。特に、NISA広報活動や「投資の日」イベントとの連携を図ったことにより、大幅なSNS登録者数の増加につながった。

また、マスコミ関係者に証券業界の現状や話題などについてよりよく理解してもらい、相互の意思疎通を図るため、25年7月から本協会会長とマスコミとの定期的な懇談会を開催した。

## (2) 証券会社の業容の多様化への対応

証券評議会については、原則毎月開催し、同評議会の下部機関である各業態別評議会との連携を強化するとともに、検討内容や議論の内容を積極的に共有し、各業態間の調整を行うこととしている。その結果として、同評議会から証券戦略会議に対して検討結果の付議・報告を行っている。

## (3) 市場インフラの変化への円滑な対応

25年10月に開催した証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会において、(株)日本取引所グループのIT戦略とシステム統合等について講演の機会を設け、意見交換を行った。

また、各業態別評議会等において、(株)日本取引所グループ及び(株)東京証券取引所の担当者と、今後の制度変更やそれに伴うシステム変更等について意見交換を行った。

更に、25年11月には、金融資本市場を取り巻く諸問題に関する取引参加者間の情報共有、並びに(株)日本取引所グループ、(株)証券保管振替機構等の市場関係機関及び取引参加者の意思疎通の場として、「市場関係機関取引参加者懇談会」を設置し、市場関係機関の最近の取組みについて意見交換を行った。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員5社が加入し、11社の会員権が消滅（内訳：脱退9社、合併1社、除名1社）した結果、会員数は、本年度末で255社（前年度比6社減）となっている。なお、会員のうち、外国法人は16社（同増減なし）となっている。

会員の従業員数は、25年12月末で8万3千人（24年12月末8万3千人）と前年と横ばいであった。会員の店舗数は、本年度末で2,088店（前年度末2,139店）となり、5年続けての減少となった。

##### ② 特別会員の現況

本年度中、特別会員1機関が加入し、5機関の特別会員権が消滅（内訳：脱退2機関、合併3機関）した結果、特別会員数は、本年度末で212機関（前年度比5機関減）となった。

（業態別特別会員数（平26.3.31現在））

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	12
政 府 系 ・ 系 統 金 融 機 関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	41
信 用 金 庫	39
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	10
損 害 保 険 会 社	5
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	14
証 券 金 融 会 社	2
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	10
合 計	212

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、金融商品取引業者等の本協会への加入を審査するため、金融商品取引業者等の業務、財務内容の確認を行うとともに行政当局との緊密な連絡を行った。

当該内容については、「第一種金融商品取引業者等の加入審査等に関する専門調査会」における審査の際の材料とし、同専門調査会の審査結果を踏まえ、金融商品取引業者等の本協会への入会について総務委員会において審議を行った。

また、既存の会員については、財務状況のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員に対しては、必要に応じ、任意訪問、特別監査等の、より機動的な実態把握のための調査を実施し、同専門調査会において当該会員への対応を協議の上、行政当局との連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取り組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、各地区において本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

更に、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、自主規制規則の改正に伴う実務対応や本協会の最近の取り組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問し、各地区の会員代表者又は実務担当者との意見交換を行った。

また、会員各社が抱える問題及び協会に対する要望等について、意見交換を行うことを目的として個別に会社訪問を実施し（本年度中に9社を訪問）、本協会と会員の意思疎通の促進を図った。加えて、会員のニーズを踏まえ、全国6地区9会場において、その地域に店舗を保有する会員が参画する団体あるいは取引所等と共催するなどして投資セミナー等に対する支援を行った。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、特別会員懇談会を設置している（20年8月設置。本年度中、4回開催）。

本年度は、主要な会議体における特別会員の理事又は委員の選任基準の見直しや、特別会員に係る平成25年度決算見込み、平成26年度収支予算案等について報告・懇談を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」

「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」（24年9月設置）を本年度中、7回開催した。本分科会では、投資家と発行企業の双方にとっての利便性を向上させ、我が国経済の活性化を図る観

点から必要と言える施策について検討を行った。特に、リーマンショック後の2009年以降に数多く見られた大規模な希薄化を伴う公募増資については、既存株主の権利を損なってきたとの見方があることに対して、株主の理解を得るための方策、開示の促進など、幅広い観点から検討を行った。

25年6月、本分科会では、これらの検討結果を報告書として取りまとめ、公表するとともに、同報告書の提言内容の実現に向けて、関係各方面に対して働きかけ・説明を行った。

また、26年2月及び4月、大規模な希薄化を伴う公募増資への対応について考え方を取りまとめ、(株)東京証券取引所の「上場制度整備懇談会」において問題提起を行った。

## (2) 日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会

「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」(24年9月設置)を本年度中、4回開催した。

本懇談会では、証券市場関係者だけでなく幅広い分野から識者の参加を得て、我が国企業の可能性や証券市場・証券投資の魅力、情報発信の必要性について検討を行った。

また、本懇談会の会合を地方(福岡市、仙台市)においても開催することにより、東京以外の地域でも現地のマスコミを通じて広く情報発信を行うとともに、本協会ウェブサイト上の特設ページやFacebook ページを開設することにより、より広範な投資家層に対して情報発信を行った。

25年6月、本懇談会では、日本企業の魅力の向上や積極的な情報発信、金融リテラシーの向上について(主に若年層・投資未経験者へのアプローチ)の提言を報告書としてとりまとめ、公表した。

## (3) 「総合取引所」制度の整備に伴う取組み

26年3月、改正金融商品取引法(総合取引所関係)の施行を踏まえ、証券戦略会議、自主規制会議及び総務委員会において総合取引所制度下における自主規制のあり方等について検討を重ね、既存の協会員及び協会員と同等の規制が課される業者に対する自主規制は本協会が担うこと等の基本的な考え方を取りまとめた。

また、今後の総合取引所の実現に向けた動向を踏まえつつ、諸課題について着実に検討を進めていくため、理事会の下に、「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」を設置することとした。

## (4) 政府審議会等への対応

- ・ 公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会への対応

公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会(本年度中、1回開催)の審議に参加し、証券界の意見が反映されるよう努めた。

## (5) 「社債市場の活性化に関する懇談会」への対応

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」(21年7月設置)を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」(25

年2月設置)を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」に掲げられた課題である、社債権者の保護のあり方について、①社債権者への情報伝達インフラの整備、②社債管理人(仮称)制度について、それぞれ実務家、法律家を中心に検討を行った。

26年3月開催の本懇談会では、日本の社債市場の活性化に向けた検討の参考となるよう、ザ・バンク・オブ・ニューヨークメロン香港からゲストスピーカーを招き、グローバル企業から見た日本の社債市場について報告を受けた。また、本ワーキング・グループにおける検討状況について報告が行われた他、同じく「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」より、売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の創設についての報告が行われた。

#### (6) 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備(改正預金保険法)への対応

25年12月、我が国金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備するための改正預金保険法及びそれに伴う関係政省令案の公表に際し、その制度趣旨、破綻処理スキーム、改正預金保険法及び関係政省令案のポイント等について理解を深めるため、金融庁の担当官を招き、証券戦略会議、自主規制会議及び証券評議会メンバーの実務担当者を対象とする説明会を開催した。

#### (7) 「官民ラウンドテーブル」及び同作業部会における意見陳述等

官民が同じ目線に立って、我が国金融機能の向上・活性化に向けた課題の抽出及び対応策等について対話を行うために金融庁が設置した「官民ラウンドテーブル」及び同作業部会(「資金決済サービスの向上作業部会」及び「地域における新産業等の育成と金融の役割に関する作業部会」)の審議に参加し、意見陳述を行うなど、証券界の意見が反映されるよう努めた。

#### (8) 金融・資本市場統計情報の整備

投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、以下の取組みを行った。特に多様な利用者に広く金融・資本市場関連統計が有効活用されるべく周知活動に取り組んだ。

##### ① 「金融・資本市場統計整備懇談会」の開催

第7回「金融・資本市場統計整備懇談会」を25年10月に開催した。事前に事務局にて統計利用者向けに実施したヒアリングの結果に基づき、メンバーである各証券関係機関の発表統計の利用状況、アクセス件数等について報告がなされた。

##### ② 証券統計ポータルサイトの周知活動

第7回「金融・資本市場統計整備懇談会」(25年10月開催)の議論の内容を踏まえ、証券統計の利用促進を図るべく証券統計ポータルサイトに関するリーフレットを作成し、各証券関係機関のホームページに掲載するとともに、各関連学会事務局等に配布依頼を行った。

#### (9) NISA（少額投資非課税制度）の推進に向けた取組み

NISAの推進に向け、次の取組みを行った。

##### ① 少額投資非課税制度の愛称募集

25年4月、本協会が事務局となり、証券会社、銀行など金融機関の業態横断的な連絡組織として、12の金融業界団体等で構成する「日本版ISA推進・連絡協議会」において少額投資非課税制度の愛称公募を行い、同協議会内に設置した「日本版ISA愛称選定委員会」において愛称を「NISA（ニーサ）」と決定した。

##### ② NISA広報活動の実施

NISAの普及・推進に向け、女優・剛力彩芽さんをイメージキャラクターとして起用し、25年6～7月及び8～9月、26年1月を中心にテレビ、新聞、ポスター、リーフレット等の各種広告媒体を利用し、NISAの仕組み、特性等が分かりやすく、親しみを持ってもらえる広報活動を中心に実施した。特に新たな投資家層に対する理解を深めてもらうため、インターネット、SNSを積極的に活用した。その他、関係機関等と連携を図り、NISA口座の重複申請防止及び配当金の非課税での受取方法（株式数比例配分方式）について、注意喚起新聞広告を行った。

##### ③ 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を設置した。

#### (10) 未公開株・社債等の投資勧誘による被害防止のための取組み

未公開株・社債等をかたった詐欺の未然防止、撲滅を図るため、昨年度に引き続き、「未公開株等詐欺未然防止キャンペーン」を実施した。特に25年10月を中心に、会員各社・各都道府県警察・財務局・消費者庁等と連携の下、全国46都道府県主要都市55か所において、PR用ポケットティッシュやリーフレットを配布する街頭注意キャンペーンを行った。

その他、未公開株・社債等の投資勧誘による被害防止のための取組みとして以下の施策を行った。

##### ① 「未公開株通報専用コールセンター」における未公開株・社債等の勧誘被害に係る通報の受付、通報内容の行政への提供(週次)及び通報受付状況の公表(月次)

##### ② 消費者団体情報交流集会において、未公開株・社債等の勧誘被害に対する注意喚起を行うとともに、本協会における取組みを紹介

#### (11) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除に向けた取組み

##### ① 「不当要求情報管理機関」(21年3月国家公安委員会登録)としての取組み

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務を行うとともに、反社会的勢力排除に際しての個別相談対応・支援等を行った（本年度中、12社22回の個別相談を受け）。

会員の反社会的勢力排除の取組みを支援するため、会員が主催する社内研修等に対して、同センター職員を講師として積極的に派遣した（本年度中、17回派遣）。

② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」（21年10月設置）において、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用に向け、各論の検討を推し進めた。

③ 反社情報照会システムの安定的な運用に向けた取組み

25年1月に警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、25年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で延べ16回実施）、会員への注意喚起レターの発出（本年度中、4回発出）及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、7社に対して実施）等の取組みを行った。

④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会及び情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、延べ82回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、福井県、山口県及び福岡県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

⑤ 各弁護士会との意見交換

定期的に近畿弁護士会の民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会との意見交換会を実施するなど、各弁護士会と積極的に意見交換を行った。

(12) 全国証券大会の開催

平成25年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月19日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、稲野 本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①活力ある金融資本市場の実現、②投資家の裾野拡大の2点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の麻生 副総理財務大臣金融担当大臣、黒田 日本銀行総裁及び中村 日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

### 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、本年度は、以下のとおり活動を行った。

## ○ 国債の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）を5回開催した。

本ワーキングでは、国債のアウトライト取引T+1（GCレポ取引T+0）化の実現に向け、本ワーキングの下部に設置した2つの検討会等において、GCレポ取引T+0の取引手法や担保管理に係るインフラ整備面の課題の整理・検討を行った。

25年6月、国債市場に参加する幅広い市場参加者の実務実態の把握や、的確な実態把握に基づく客観的な分析・検討による解決策提示や費用対効果の分析等の調査を、中立的な立場にある外部コンサルティング・ファームに業務委託した。

25年6月、12月、金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき作成された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（22年6月公表）について、進捗状況を取りまとめ、公表した。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 平成26年度税制改正に関する要望

25年9月、平成26年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等

##### イ. NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ・ 国民の中長期的な資産形成手段として、NISAが幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること
- ・ 一年単位で、NISA口座を開設する証券会社等の変更を認めること
- ・ 同一の勘定設定期間内においてNISA口座を廃止した後、翌年以降に再度NISA口座の開設を認めること
- ・ 個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること。また、整理番号（NISA番号）を廃止すること。

##### ロ. 新規・成長企業の支援や事業再編等の円滑化

- ・ 法人版エンジェル税制を創設すること。また、現行のエンジェル税制の運用改善等を図ること
- ・ 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、新興企業への投資に対する優遇税制措置を講じること

- ・ 自社株式等を対価とした公開買付けに係る課税繰延措置及び特定口座への受け入れ措置を講じること

#### ハ. 譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

#### 二. 確定拠出年金制度の拡充

- ・ 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ・ いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること
- ・ 拠出限度額の水準を引き上げること
- ・ 加入対象者を拡大すること
- ・ 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること

### ② 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等

#### イ. 金融所得課税一体化の促進等

- ・ デリバティブ取引（注1）及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲の拡大を図り、損失の繰越控除を認めること
- ・ 特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること
- ・ 配当の二重課税の調整を図る措置を講じること

（注1）上記②イ. 一番目の「・」の損益通算及び損失の繰越控除を認めるに際し、現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税とすること

（注2）上記②イ. 一番目及び二番目の「・」を実施するに当たっては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

#### ロ. 公社債等の課税方式の見直し等の円滑な実施

- ・ 償還時源泉徴収の対象となる低クーポン債の定義を見直すこと
- ・ 公共法人及び証券会社等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び証券会社等が開設する口座毎」に変更すること
- ・ 公社債の譲渡の対価の受領者の告知について、実務に則した内容とすること
- ・ 居住者等に対して支払うべき特定公社債等の「利子等の支払調書」の作成・提出について、年間一括方式のほか1回の支払毎に作成する方法を認めること
- ・ 売出債（私売出債を含む。）に係る特定公社債の範囲を見直すこと

#### ハ. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- ・ 会社法改正に伴い措置される予定の特別支配株主の売渡請求による譲渡について、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる譲渡に含めること
- ・ 上場廃止後における全部取得条項付種類株式の取得事由の発生による当該株式の譲渡について

て、上場株式等の譲渡として取り扱うこと

### ③ 経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等

#### イ. 世代間の資産移転の促進

世代間の資産移転の促進のため、祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする

#### ロ. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、「個人奨学金口座制度（仮称）」の創設

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を恒久化するとともに、同制度の贈与枠を活用し、運用益等を非課税とする「個人奨学金口座制度（仮称）」を創設すること

#### ハ. 相続・贈与税の評価額の見直し

株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」等を選択できるような措置等を講じること

### ④ 投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等

#### イ. 特定口座制度等の利便性向上

- ・ 相続等による上場株式等の一般口座から特定口座への受入れの際、当該特定口座が開設されている証券会社等を通じてその相続人等の住所地の所轄税務署長に対し、当該相続人等が、当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式等を被相続人等が他の証券会社等で保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるようにすること
- ・ 特定口座年間取引報告書の「⑩差引金額」においては、源泉徴収選択口座内配当等から譲渡損失の金額を控除した額が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載すること
- ・ 信託型ESOP（Employee Stock Ownership Plan）により交付される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすること
- ・ 特定管理口座制度を廃止し、特定口座内保管上場株式等であった株式等を上場廃止日以後も引き続き特定口座で管理できるようにし、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすること
- ・ 投資主が投資法人の新投資口予約権の無償割り当てにより取得した新投資口を特定口座に受け入れることを可能とし、NISA口座の対象とすること
- ・ 上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式について、一定の条件を満たすものについて特定口座に受け入れられるようにすること

#### ロ. 投資信託・投資法人制度の拡充

- ・ ETFの信託結了時における配当所得に係る源泉徴収について所要の措置を講じること
- ・ 投資法人に係る導管性要件について所要の措置を講じること
- ・ 複数の投資法人が合併し、一の投資法人とした場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」

の導管性の判定式における取扱いを改善すること

- ・ (税会不一致相当額(課税所得)が会計上の利益よりも多額である場合の) 利益超過分配はみなし配当として損金算入する措置を講じること
- ・ 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じること
- ・ 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じること
- ・ 特定の資産の買換え特例における土地流動化促進等のための買換え措置の適用期間を延長すること
- ・ 不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税を非課税とすること

#### ハ. 国際的な金融取引の円滑化

- ・ 外国法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと
- ・ 内国法人が国外で発行するイスラム債(スーク)について、特定民間国外債の対象に含めること
- ・ 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設(Permanent Establishment)としないこと
- ・ 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、当初申告要件(書面等の添付及び保存)の規定を廃止すること

#### ニ. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ・ 証券会社等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
- ・ 「マイナンバー」が記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ・ 告知書又は特定口座異動届出書等について、「マイナンバー」の告知を行った顧客に限り、電磁的方法による提出を認めること

#### ホ. その他

- ・ 信託型ESOPの受益者が、当該ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること
- ・ 所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成(年間一括交付方式)することを可能とする措置を講じること

- ・ 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月10日から翌月末日にすること

(2) EUが提案した金融取引税（FTT）に対するG20財務大臣宛て書簡の提出

25年4月、EUが提案した欧州委員会指令「金融取引税実施における「強化された枠組」案に対し、グローバル金融市場協会（GFMA）（米SIFMA、欧AFME、アジアASIFMA）、加IIAC、豪AFMA、韓KOFIA及び本協会の連名でG20各国の財務大臣がG20会合において反対の意思を表明することを要請する書簡をG20各国の財務大臣あてに提出した。

また、欧州委員会の同提案に対しては、25年4月に国際証券業協会会議（ICSA）としても本協会を含むメンバーの意見を取りまとめ、欧州委員会に対して意見を提出した。

(3) 米SECの市中協議文書「クロスボーダー有価証券関連スワップに係る規則案」に対する意見の提出

25年8月、米国証券取引委員会（SEC）のクロスボーダーの証券関連スワップ取引に係るドッド・フランク法第7編の適用についての規則・解釈ガイダンス案の市中協議に対し、本協会より代替コンプライアンスを広範に認めることによる外国規制との調和、米国商品先物取引委員会（CFTC）の規制との整合性の確保等を求める内容の意見を提出した。

(4) 規制改革に関する要望

25年9月、内閣府「『規制改革ホットライン』集中受付」に対応するため、会員から規制改革要望を募集し、関係省庁への17項目の要望事項を内閣府に提出した。

(5) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見の提出

法務省において「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が公表（25年3月）され、当該中間試案に関するパブリック・コメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、25年6月、同省へ提出した。

(6) 「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に係る最終規則等に関する米IRSへの意見の提出

25年5月、米国のFATCAに係る最終規則等が公表されたことに対応し、「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応に係るワーキング・グループ」において意見を取りまとめるうえ、米国内国歳入庁（IRS）へ提出した。

(7) IOSCOによる市中協議報告書「リテール向け仕組商品に対する規制」への意見の提出

25年6月、証券監督者国際機構（IOSCO）において市中協議報告書「リテール向け仕組商品に対する規制」が公表されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、IOSCOへ提出した。

(8) 「『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対する意見の提出

25年7月、金融庁において、NISAを利用する取引の勧誘に関し、監督上の留意点を明らかにする観点から「『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(9) 「金融口座情報の自動的交換に係る国際共通基準案」に対する意見の提出

25年10月、経済協力開発機構（OECD）において「金融口座情報の自動的交換に係る国際共通基準案」が検討されていることに対応し、「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応に係るワーキング・グループ」において意見を取りまとめのうえ、金融庁及びBIAC（Business and Industry Advisory Committee to the OECD）を通じてOECDに提出した。

(10) 「『金融商品取引業等に関する内閣府令』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対する意見の提出

25年12月、金融庁において、ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けて「『金融商品取引業等に関する内閣府令』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(11) 「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等」に対する意見の提出

25年12月、金融庁において、公募増資インサイダー取引事案を踏まえた改正金融商品取引法の施行に合せて「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(12) 「『平成25年金融商品取引法等改正（9カ月以内施行）等に係る預金保険法施行令』等の一部改正（案）」に対する意見の提出

26年1月、金融庁において、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備するための「『平成25年金融商品取引法等改正（9カ月以内施行）等に係る預金保険法施行令』等の一部改正（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(13) 「平成24年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令（案）」に対する意見の提出

26年1月、金融庁において、「総合取引所」の実現に向けた制度整備を行うための改正金融商品取引法の施行に合せて「平成24年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令（案）」

が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(14) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に対する意見の提出

26年2月、内閣府及び内閣官房において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」において意見を取りまとめのうえ、内閣府へ提出した。

(15) 『『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）』に対する意見の提出

26年3月、金融庁において、提携ローンの問題も踏まえて26年12月26日に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策等を推進するため、『『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）』が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(16) 『『証券化商品の資本賦課枠組みの見直し』第2次市中協議文書』に対する意見の提出

26年3月、パーゼル銀行監督委員会より25年12月に公表された「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」第2次市中協議文書に対し、我が国証券化市場の状況を踏まえ、同委員会にコメントを提出した。

(17) 各界との懇談

① 金融庁 平成26年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

25年7月、金融庁の平成26年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券界の平成26年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

25年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」及び「証券市場育成等議員連盟総会」に出席し、平成26年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

③ （一社）日本経済団体連合会における意見陳述

・ マイナンバー制度の導入に関する意見陳述

「番号制度導入に伴う振替制度利用に関する打合せ会」（本年度中、1回開催）において、振替制度を利用した発行会社等へのマイナンバーの通知の仕組みの検討に関して、システム対応等に係るコスト負担のあり方等について意見陳述を行った。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行い、必要に応じて、各制度に係る説明会を開催した。

#### ① NISA関係

- ・ 「少額投資非課税制度（日本版ISA）の口座開設手続におけるe-Tax利用に係る説明会」の開催及び対応状況の調査について
- ・ 「少額投資非課税制度（NISA）の口座開設手続におけるe-Tax利用に係る説明会」の開催及び対応状況の調査について（追補）
- ・ NISA（少額投資非課税制度）における所轄税務署への顧客情報の提供方法等について
- ・ NISA口座開設手続における各種書類の会員通知発出時期の御連絡並びに各種書類（未定稿）の御送付について
- ・ NISA口座に関する各種書類（一部）について
- ・ 「NISAの勧誘及び販売時における留意事項」の策定について
- ・ NISA口座に関する各種書類（非課税上場株式等管理に関する約款）について
- ・ 「NISA口座開設申請後に顧客から取消しの申出があった際の対応について」の御送付について
- ・ NISAにおける所轄税務署への顧客情報の提供（国税庁法令解釈通達）について
- ・ 国税庁法令解釈通達「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（NISA関係）
- ・ 金融機関におけるNISA口座開設の勧誘に当たっての対応について
- ・ 国税庁とのe-TaxによるNISA口座開設申請書の外部連動試験の実施について
- ・ NISAの申請・届出に関する仕様書の公開（国税庁ホームページ）について
- ・ NISA口座の重複口座開設申請防止に向けた対応について
- ・ e-Tax（日本版ISAコーナー）のテスト用画面の開放について
- ・ 国税庁とのe-TaxによるNISA口座開設申請の外部連動試験に係るお願いについて
- ・ 「NISA口座の開設申請手続におけるe-Tax利用に係るQ&A」について
- ・ NISA口座の重複口座開設申請の防止に向けた対応について（その2）
- ・ NISA口座の重複口座開設申請の防止に向けた投資家・顧客に対する周知広報活動について
- ・ 「少額投資非課税制度（NISA）・10%軽減税率の特例措置の廃止」周知用パンフレットの国税庁ホームページへの掲載等について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」について
- ・ 「（検証用）日本版ISAコーナー」を利用した金融機関への対応依頼について
- ・ NISA（少額投資非課税制度）に係る税務当局への情報提供の際における留意点について
- ・ 税務当局に対するNISA口座開設申請手続における留意事項等について

- ・ 国税庁ホームページにおけるNISAに関する情報提供について
- ・ 「NISA口座開設手続に係る実務対応説明会」の開催について
- ・ 国税庁からのNISA口座の開設申請等の手続に関する情報提供について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）の手続に関するQ&A」（国税庁作成）について
- ・ NISAにおける国税庁法令解釈通達の公表について
- ・ 国税庁のホームページにおける確認ツール（NISA）の活用に係る留意事項について
- ・ NISA口座の重複口座開設申請の防止の一層の徹底について
- ・ 「国税庁とのe-TaxによるNISA口座開設申請の外部連動試験に係るQ&A」について
- ・ NISA（少額投資非課税制度）に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）について
- ・ 「NISA口座の開設申請手続におけるe-Tax利用に係るQ&A」の追加について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）について」【第2版】
- ・ 国税庁からのNISAに関する情報提供について
- ・ 「配当等の所得税徴収高計算書」におけるNISA口座内の配当等の記載方法について
- ・ 「NISA口座開設手続に係る実務対応に関するQ&A」について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）について」の追加について
- ・ NISA口座の開設申請手続におけるe-Tax利用に係る注意喚起について
- ・ NISA口座の開設申請手続において同日日付の重複申請があった場合の金融機関における顧客への対応について
- ・ 「NISA口座の開設申請手続において同日日付の重複申請があった場合の金融機関における顧客への対応について」の訂正について
- ・ 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」を提供する場合の留意事項について（至急）
- ・ NISAに係る申請事項等をe-Taxを利用して提供する場合の留意事項について
- ・ NISA（少額投資非課税制度）に係るe-Taxの利用者識別番号について
- ・ NISA口座における単元未満株式等の取扱いについて
- ・ NISA口座における分配金再投資型の公募株式投資信託の取扱いについて
- ・ NISA口座開設申請手続において同日日付の重複申請があった場合の金融機関における顧客への対応の再徹底について
- ・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）で利用するルート証明書の変更について
- ・ NISA口座における配当金等受取方法（株式数比例配分方式）に係る周知徹底について
- ・ NISA（少額投資非課税制度）に係る取得対価の額の合計の判定について
- ・ 顧客へのNISA口座における上場株式の配当金等受取方式の周知について
- ・ 「道府県民税配当割納入申告書」におけるNISA口座内の配当等の記載方法について
- ・ 「非課税適用確認書等送付書」に印字される所轄税務署の所在地等の誤りについて
- ・ 「NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項」及び「NISA（少額投資非

課税制度)に関するQ&A」の一部改訂について

- ・ 「非課税口座に関するQ&A ～ NISA (少額投資非課税制度) について ～」について
- ・ NISA口座において「特別口座」の開設を理由に「株式数比例配分方式」が利用できないお客様への対応について
- ・ NISA口座開設者への上場株式の配当金等受取方式の周知徹底について
- ・ 「NISA (少額投資非課税制度) に係る事務 (金融商品取引業者等向けの情報) について」の改訂について
- ・ 「NISA (少額投資非課税制度) の手続に関するQ&A (国税庁作成) の更新について
- ・ 「NISA (少額投資非課税制度) に係る実務上の取扱い (Q&A)」について【第3版】
- ・ 「NISA (少額投資非課税制度) の手続に関するQ&A (国税庁作成) の更新について②
- ・ 「証券会社のNISA口座の開設・利用状況調査」の実施予定について

#### ② 特定口座関係

- ・ 「特定口座制度」等に関する本人確認書類の範囲の改訂について
- ・ ワールド・ロジ株株式に係る特定管理口座等における取扱いについて
- ・ 第一生命保険株普通株式の株式分割の実施に伴う「保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割当てを受け特別口座に記載又は記録されることとなった上場株式の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて」における別添資料の取扱いについて
- ・ Google, Inc. (米国グーグル社) 株式 (クラスC株式) の税務上の取扱いについて

#### ③ 10%軽減税率の廃止関係

- ・ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る税率変更時の取扱いについて
- ・ 「証券税制の軽減税率(10%)の廃止のお知らせ(株式等の譲渡益課税・配当課税)」(リーフレット)の本協会のホームページへの掲載について

#### ④ 公社債関係

- ・ 「税制改正に伴う振替決済制度の見直しに係る直接参加者及び直接口座管理機関向け説明会」の開催について
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子・配当等に係る所得税の取扱い等について(改訂版)」について
- ・ 「移行期間満了後の特例民法法人に係る利子課税の取扱いについて」(全銀協通達)の送付について
- ・ 移行期間満了後の特例民法法人が支払を受ける利子・配当等に係る所得税の取扱いについて
- ・ 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化等に伴う非課税適用申告書等の改訂について
- ・ 『「移行期間満了後の特例民法法人に係る利子課税の取扱い」の訂正について』(全銀協通達)の送付について
- ・ 「移行期間満了後の特例民法法人が支払を受ける利子・配当等に係る所得税の取扱い」の訂正

について

⑤ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置関係

- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) について
- ・ 平成25年度税制改正において創設された「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」に係る各種資料(国税庁によるQ&A及び書類様式) について
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) の更新について
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係る各種書類等について
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) の更新について②
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) に係る領収書等に関する注意事項について
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) に係る領収書等に関する注意事項の更新について
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係る領収書等に関するチェックツールの御送付並びに文部科学省及び国税庁作成のQ&A等の再周知依頼について
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係る領収書等チェックツールの修正について
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(文部科学省によるQ&A) の更新について③
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係る領収書等チェックツールの更新について

⑥ 消費税関係

- ・ 消費税率の引上げの移行期に係る取扱いについて

⑦ その他

- ・ 「平成25年度税制改正～相続税及び贈与税を中心に～」説明会の開催について
- ・ 「平成25年度税制改正に係るリーフレット」の改訂及び本協会ホームページへの掲載について
- ・ 株式等譲渡所得の確定申告に関する周知等について
- ・ 株式譲渡者向けチラシの国税庁ホームページ掲載について
- ・ (株)クロス・マーケティンググループの平成25年12月期中間配当金に係る純資産減少割合等の変更等について
- ・ (株)クロス・マーケティンググループ「株主向け通知『配当金に関する源泉徴収手続相違のお詫び』の当社HPへの掲載についてのお知らせ」の御送付について
- ・ 外為報告「外貨証券の貸借取引状況報告書」の様式の変更及び提出先の変更について

(2) 証券関係税制に係る事項についての金融庁・財務省担当官及び専門家等を招いた会員向け説明会の実施

- ① 「平成25年度税制改正～相続税及び贈与税を中心に～」説明会（25年5月13日）
- ② 「少額投資非課税制度（日本版ISA）の口座開設手続におけるe-Tax 利用に係る説明会」  
東京：25年5月14日、5月28日  
大阪：5月20日
- ③ 「税制改正に伴う振替決済制度の見直しに係る直接参加者及び直接口座管理機関向け説明会」（25年5月27日）
- ④ 「NISA口座開設手続に係る実務対応説明会」（25年9月10日）

(3) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

平成26年度税制改正要望の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施し、結果を取りまとめ、25年9月に会員通知及び公表を行った。

(4) 「有価証券市場デリバティブ取引等に関わる調査」の実施

25年7月、平成26年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券市場デリバティブ取引等に関わる調査」を実施し、調査結果は平成26年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(5) 「有価証券店頭デリバティブ取引等に関わる調査」の実施

25年7月、平成26年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関わる調査」を実施し、調査結果は平成26年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(6) 有価証券関連外国市場デリバティブ取引に関わる調査の実施

25年7月、平成26年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券関連外国市場デリバティブ取引に関わる調査」を実施し、調査結果は平成26年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(7) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

25年7月、平成26年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果は平成26年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに会員通知を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第八回調査 (平成23年6月末)	第九回調査 (平成24年6月末)	第十回調査 (平成25年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	291	270	254
特定口座取扱会社数(社)	172	158	152
特定口座数合計(口座)(A)	15,608,034	15,464,948	15,746,914
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	14,095,724	14,015,529	14,551,238
源泉徴収選択割合(B/A)	90.31%	90.63%	90.31%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	2,153,745	2,685,548	3,247,346
---------------------------	-----------	-----------	-----------

(8) 「NISA口座等に係る調査」の実施

- ① 25年4月、「少額投資非課税制度(日本版ISA)の口座開設手続におけるe-Tax利用に係る説明会」の開催案内と併せて、会員におけるNISAへの対応状況に係る調査を行った。
- ② 25年8月、国税庁からの依頼に基づき、10月1日から開始される税務署におけるNISAの口座開設手続受付等において、不測の事態の発生を未然に防止する観点から、会員におけるNISA口座開設申込みの受付件数等に係る調査を行った。
- ③ 25年10月、10月1日の税務当局へのNISA口座開設申請手続の状況について会員におけるe-Taxによる送信状況に係る調査を行った。
- ④ 25年10月、証券界全体での取扱い状況、申請件数を把握し対応を図るため、10月1日、2日、3日、4日のNISA口座開設申請件数等に係る調査を行った。
- ⑤ 25年11月、証券界全体での取扱い状況、申請件数等を把握し対応を図るため、10月中のNISA口座開設申請件数(申請者数)等に係る調査を行った。
- ⑥ 26年2月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設状況調査」(平成26年1月1日基準日現在)を実施し、調査結果を金融庁に提供するとともに会員通知を行った。

(「NISA口座の開設状況調査」(平成26年1月1日基準日現在)の概要)

	平成26年1月1日調査
調査対象会員証券会社数(社)	253
NISA取扱証券会社数(社)	130
NISA口座数合計(口座)	3,203,493

(年代別)

年 代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
口座数	72,415	203,390	347,817	493,525	956,611	826,031	303,704
割 合	2.3%	6.3%	10.9%	15.4%	29.9%	25.8%	9.5%

(9) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

25年9月末及び26年3月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(インターネット取引に関する調査結果)

	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末
取 扱 会 員 数 (社)	61	57	58	61
口 座 数	17,788,064	18,156,218	18,960,034	19,682,982

(10) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(11) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

(12) 「証券法制データベース」の運用

協会の利便性向上のため、証券市場及び証券界に関連する法令・諸規則及びそれらに関する情報を集約した「証券法制データベース」を協会等々に提供している（さらなる利便性向上を図るため、26年度中にリニューアル予定。）。

### (13) 客員研究員制度の運営

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、公益財団法人 日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度中、第4期 客員研究員（任期：24年4月～26年3月）の研究活動の支援を継続的に行い、研究成果として4本の論文発表があった。また、第5期 客員研究員（任期：26年4月～28年3月）を決定した。

なお、論文については、協会員だけでなく広く一般に周知するため、ホームページで紹介するとともに、日本証券経済研究所附属の証券図書館に収蔵した。

### (14) 重要法律に関する説明会の実施

重要な法律の制定・改正等について、協会員の理解を深めるため、次のとおり説明会を実施した。

- ① 「民法（債権関係）改正に関する中間試案説明会」（25年5月17日、講師：弁護士）
- ② 「『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律』の説明会」（26年3月7日、講師：消費者庁担当官）

### (15) 「JSDAキャピタルマーケットフォーラム」の設置

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者（法学・経済学等）を中心に、学識経験者（大学教授、弁護士、民間研究機関研究者）、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場としてJSDAキャピタルマーケットフォーラムを設置（25年5月）し、本年度中、同フォーラム会合を3回開催（うち1回は、海外からゲストスピーカーを招聘）し、活発な意見交換を行った。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 教員向け夏期セミナー等の開催

学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした教員を対象に、金融経済教育の充実を図るとともに、授業の指導内容に即した金融経済に関する情報を提供し、今後の授業に役立ててもらうことを目的に、夏期セミナーを全国11都市で11回開催し、616名の参加を得た。

#### ② インターンシップ（教員向け研修会）等の実施

証券について興味のある中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、証券の基本に関する講義や体験型教材の実習、証券市場の関連施設や証券会社業務等の見学などのプログラムからなるインターンシップ（3日間コース）を東京で1回開催したほか、金融・証券への理解を深めてもらうための1日プログラムを大阪で1回、1日セミナーを名古屋で1回開催し、計90名の参加を得た。

③ 教員研究会への支援

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。大阪、名古屋で各7回の講習会等を実施し、計417名の教員の参加を得た。

④ 教育管理職セミナーの開催

25年8月、学校における金融経済教育の必要性への理解を深めてもらい、教育現場における金融経済教育の導入を促進することを目的に、教育管理職等（中学校・高等学校長並びに副校長、教頭等）を対象としたセミナーを東京で開催し、107名の参加を得た。

また、当日のセミナーの様態を編集し、ホームページにおいて動画を配信した。

⑤ 大学生のための証券・金融セミナーの開催

25年9月、幅広い金融経済知識の習得及び活用により、効果的に金融資産を管理・運用する能力・行動力を身に付けてもらうことを目的に、大学生のための証券・金融セミナーを東京で開催し、72名の参加を得た。

また、一部のセミナーの様態はインターネット動画サイトで生中継し、アクセス数1,361pvを得た。

⑥ パーソナルファイナンスセミナーの開催

26年2月、社会人入りを控えた大学生・大学院生を対象に、金融リテラシーを有する自立した社会人を養成することを目的に、パーソナルファイナンスセミナーを東京で開催し、153名の参加を得た。

また、当日のセミナーの様態を編集し、ホームページにおいて動画を配信した。

⑦ 生徒・学生等向けセミナー・見学会等の開催

夏休みと春休みに、小・中学生及びその保護者を対象に、金融・証券の仕組み等の理解を促進するため、施設見学や証券に関する学習教室等を盛り込んだイベントを4回開催し、280名の参加を得た。

⑧ 全日本証券研究学生連盟への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。同連盟は、25年12月に、「今後必要な金融リテラシーについて」、「日本の証券市場の活性化について」など、証券市場等に関する7つのテーマについて、論文の発表とディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京で開催した。33回目となる今大会には、全国の31大学から、過去最高となる758名の大学生が参加し、活発な議論が行われた。また、同連盟の下部組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計6回開催し、346名の大学生が参加した。

⑨ 投資教育に関する国際セミナーへの参加

投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education）の諮問委員会メンバーとして、25年度は、6月19日～21日にカナダ・トロントで開催された投資家教育に関するコンファレンスに参加し、海外の投資教育関係者との意見交換を行った。

⑩ 「金融経済教育を推進する研究会」の運営

本年度中、「金融経済教育を推進する研究会」を4回開催し、次代を担う子供たちに対する金融リテラシーの向上を支援するため、学校教育における金融経済教育の推進及び充実を図る方策について検討を行った。

また、教育現場における金融経済教育の充実資する教材を作成するとともにその教材によるパイロット授業を行うため、本研究会の下部組織として、「教材制作部会」を設置し3回開催した。

⑪ 中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査の実施

「金融経済教育を推進する研究会」における検討の基礎資料として活用するとともに本協会の学校向け支援活動をより一層、効果的・効率的に実施するための参考に資するため、全国の中学校・高等学校における金融経済教育に関する授業の現状や教員の意識等についてアンケート調査を実施した（4,462通の回答を得た。）。

⑫ 刊行物の作成

証券知識の普及・啓発を図るため、投資の基礎、株式、債券、投資信託、証券税制、確定拠出年金などに関する刊行物を作成・配布した。本年度は、投資未経験者・初心者にライフプラン、マネープランの重要性や各種金融商品の特徴及びNISAについて理解を深めてもらうことを目的とした「投資道場 証券投資の基本ガイド」を新規に作成したほか、「はじめての！資産運用」、「確定拠出年金入門」、「個人投資家のための証券税制Q&A」、「証券税制ガイド」等の刊行物を計204,600部作成・配布した。

⑬ キット「社会人のためのマネープランガイド」の制作

これから社会人となる大学生、新社会人、若年層を対象に、ライフプラン、マネープランの重要性や金融商品及び確定拠出年金に関する基本的な知識の習得を支援するため、昨年度に引き続き各関係団体が発行するDVDや刊行物の一つにとりまとめたキット「社会人のためのマネープランガイド」を制作した。本年度は4,000部を制作・配布した。

⑭ 未公開株・社債等への注意喚起に関する周知活動

投資家保護のための周知活動として、主に未公開株・社債勧誘に関する注意喚起リーフレットを全ての普及・啓発イベントで配布するとともに、動画の視聴による注意喚起を行った。

⑮ 「投資と学習を普及・推進する会」(NPO法人エイプロシス)の活動に対する支援

ボランティア講師(証券カウンセラー)を中心に活動する「投資と学習を普及・推進する会」(NPO法人エイプロシス)の証券カウンセラー派遣事業及び投資クラブの普及活動事業等に対し、引き続き支援を行った。

(参考)証券カウンセラーの本年度派遣実績1,191件(学校214件、一般977件)

投資クラブ相談員の本年度派遣実績40件(学校2件、一般38件)

## (2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」において、以下の活動を行った。

### ① 「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」の提供

中学生を主な対象として、会社（企業）に視点をあてた体験学習を通じて、会社の社会的な役割と責任、株式会社のしくみ、金融のしくみなどについて学ぶための教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度の参加申込校は322校、参加生徒は29,830名であった。

### ② 「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」の提供

今年度から、高校生を主な対象として、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を提供した。本年度の参加申込校は387校、参加生徒は34,080名であった。なお、同教材は、(公財)消費者教育支援センターの実施する「消費者教育教材資料表彰」の実験実習キット部門で優秀賞を受賞した。

### ③ 「株式学習ゲーム」の提供

中学生・高校生を主な対象として、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組みなどを具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度（春季・秋季・冬季合計）の参加校は803校、参加生徒数は37,517名であった。

また、株式学習ゲームを実施した学校の生徒や教員を対象とした感想文・小論文を募集したところ、生徒の感想文は1,141点の応募があり（教員の小論文は15点）、入賞者として、生徒15名（中学生7名、高校生8名）及び教員7名を表彰した。

### ④ 体験型教材の教員向け指導用映像コンテンツの制作

中学校向けに提供している体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」の一層の利用促進を図るために、本教材の指導のポイントや留意点などを解説した映像コンテンツを制作し、本プロジェクトのウェブサイトでは動画を配信するとともにDVDを制作した。

### ⑤ 先生と生徒のためのサポートサイト「金融経済ナビ」の提供

教育現場のための金融経済学習サイト「金融経済ナビ」を提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう！金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」をはじめ、タイムリーな経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」を提供した。教員向けには上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報コーナーを設けた。

また、本年度は当サイトの広告をネット上に掲載するなど積極的にPRを行い、アクセス数が46,219件（26年3月末現在）となった。

### ⑥ 教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」の提供

金融経済教育の必要性、提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する対談や経済トピックスなどで構成する教育関係者向け情報誌「レインボーニュー

ス」を年3回、計66,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

#### ⑦ 「投資の日」記念イベントの開催等

本年度は、26年1月スタートのNISAに関する周知徹底をテーマに掲げ、特に投資未経験者（とりわけ若年層）を対象としてITツールを活用した事業を展開した。

各地区では地域の特色を生かした事業として、全国9地区24会場でイベントを開催し、5,729名（ラジオ提携イベントを含む）の参加を得た。情報の一層の拡散とコンテンツの充実の観点から、一部のセミナーについてはライブ配信及びオンデマンド配信を行い、そのアクセス数は、東京国際フォーラム会場で10,957件（うちライブ配信895件）、大阪及び名古屋会場で1,099件であった（26年3月末現在）。

10月から12月の3か月間、全国統一的な事業として、NISAの制度概要や同制度の対象金融商品、投資の心構え等の啓発を図ることを目的に、全国放送のラジオ番組（全13回）を提供した（TOKYO FM系列38局）。加えて、同番組と提携した公開収録イベントを東京で開催し、多くの若年層を含む264名の参加を得た。また、社会人大学である「丸の内朝大学」の講座とタイアップし、「丸の内朝大学」受講者のイベントへの誘導やイベント告知ラジオCMへの出演を行った。ラジオ番組は放送直後からポッドキャストで配信を行い、96,520件ダウンロードされた（26年3月末現在）。公開収録イベントの内容はライブ配信及びオンデマンド配信を行い、そのアクセス数は3,264件（うちライブ配信1,375件）であった（26年3月末現在）。

#### ⑧ 「投資の日」記念イベント特設サイトの開設

本年度の「投資の日」記念イベントに関する告知・PR及び協会主催セミナー（21社3,232会場）の告知等のため、本協会ホームページに特設サイトを開設した。また、協会ホームページにおけるバナー掲載や新聞広告、Web広告、本協会SNS等の各媒体を通じて特設サイトへの効果的な誘導を図った。

#### ⑨ 「投資の日」（10月4日）に関する周知活動

10月4日の「投資の日」をより多くの国民に周知するため、朝日新聞朝刊全国版（10月4日）に本協会 稲野会長とフリーアナウンサーの唐橋ユミ氏との投資に関する対談記事を、日本経済新聞朝刊全国版（10月4日）（日経ヴェリタスを含む）に本協会 稲野会長の金融リテラシーの必要性等に関するインタビュー記事を掲載した。加えて、両紙面には「投資の日」検定を掲載した。当該検定の回答を、本協会「投資の日」記念イベント特設サイトに掲載することで、同サイトへの誘導を図った。

このほか、「投資の日」記念イベントの告知を図るため、「とうしくん型うちわスタイル」リーフレットを作成した。協会員94社から協力をいただき、145,630枚が協会員の店舗等で配布された。併せて、協会員ホームページへの「投資の日」記念イベント特設サイトのバナー掲載を依頼した。

なお、本プロジェクトのマスコットキャラクター「とうしくん」が、本プロジェクトと「投資の日」の認知度向上を図るため「ゆるキャラグランプリ2013」に初出場し、同グランプリ「企業・その他」枠にて335キャラクター中で16位となった。

#### ⑩ 「投資の日」記念イベントPRの実施

25年9月24日に東京国際フォーラム地上広場にて、本協会会長及びその他の役職員が「投資の日」記念イベントPRを実施した。当日の様子は「投資の日」記念イベントPR動画として、YouTube本協会公式チャンネルに掲載した。そのほか、東京駅（丸の内）、有楽町駅においても「投資の日」記念イベント街頭PRを実施した。

#### ⑪ NISAコーナーの設置

全国各地の「投資の日」記念イベント会場のロビーにおいて、「NISAコーナー」を設置し、NPO法人エイプロシスの証券カウンセラーを配置した。延べ226名からのNISAの制度概要や対象商品に関する460件の質問・照会に応じた。

#### ⑫ 「投資の日」記念イベントに関する事後調査の実施

「投資の日」記念イベントにおける効果測定の一環として、昨年度に引き続き、イベント参加者に対する参加後の投資行動について、本年度は特にNISAに対する意識等に焦点を合わせてアンケート調査を実施した。同調査では、セミナー等の参加者のうち、(個人情報取り扱いに同意いただいた)4,212名にアンケートを送付したところ、1,989名から回答があった。NISAへの興味・関心の度合いは、若年層や投資未経験者ほど低くなる（NISAの利用に迷いが生じている・利用しない）傾向があった。なお、興味・関心の低くなる理由として、余裕資金が十分でない、どのような金融商品を買っていいかわからない、リスクをとりたくないといった資産運用に係る準備資金や金融知識等に関する内容が大半を占めたことから、若年層・投資未経験者は特に重点的に金融リテラシーの普及・啓発活動を行うべきターゲットであることが確認された。

#### ⑬ その他イベントの開催

「投資の日」記念イベントの他に、年間を通じて全国2都市2会場で証券投資に関する講演会等のイベントを行い、475名の参加を得た。そのうち東京会場では、投資未経験の女性を主な対象層に設定し、NISAを中心としたセミナーを開催した。セミナーの内容はライブ配信及びオンデマンド配信を行い、そのアクセス数は4,596件（うちライブ配信186件）であった（26年3月末現在）。

#### ⑭ 他団体との連携イベントの開催

26年3月8日、日本FP協会東京支部及び東京証券取引所との共催により、イベントを開催し、200名の参加を得た。

## 7 株式市場等に関する事項

### (1) 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正

25年4月、上場会社による募集又は売出しの公表前において、引受会員の役職員による当該募集又は売出しに関する情報の漏えいが判明した場合に当該引受会員の取るべき対応、及び、当該募集又は売出しに係る情報を利用したインサイダー取引が判明した場合又は当該上場会社の株価に大幅な下落

が認められた場合に主幹事会員の取るべき対応を規定した「有価証券の引受け等に関する規則」の一部を改正し、7月より施行した。

(2) インサイダー取引規制の見直しに伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正

25年9月、インサイダー取引規制の見直しに係る「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」等の一部改正により、純粹持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等が行われたことに伴い、グリーンシート銘柄等の会社情報の報告・開示事象に係る軽微基準について所要の整備を行うこととし、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部を改正し、9月より施行した。

(3) 空売り規制の総合的な見直しに係る本協会規則の一部改正等

25年10月、空売り規制の総合的な見直しに関する「金融商品取引法施行令」等の一部改正により、空売り規制に関し、一定の私設取引システムへの適用拡大、価格規制及びポジション報告・公表制度の見直し等が実施されることに対応するため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」、「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」等の一部を改正し、11月より施行するとともに、11月をもって「PTSにおける空売りの価格規制に係る基準とする価格のガイドライン」を廃止した。

(4) 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

26年2月、「金融商品取引法」の一部改正により、投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の適用対象となることに伴い、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部を改正し、4月より施行することとした。

## 8 公社債市場等に関する事項

(1) 「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」等の一部改正

25年5月、日本銀行の金融市場調節の操作目標が無担保コールレート（オーバーナイト物）からマネタリーベースに変更されたことに伴い、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の一部を改正した。また、同指針の一部改正に伴い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」に基づく決済についてのQ&Aについて、所要の修正を行った。

(2) 協会員通知「金融所得課税の一体化（公社債等の課税方式の見直し）に伴う国内債券の店頭売買における経過利子の取扱いについて」の発出

25年8月、平成25年度税制改正による公社債課税方式の見直し（平成28年1月1日施行予定）に伴い、振替機関の区分口座の見直しや利子計算期間に係る課税口から非課税口への振替制限の廃止が行われること等に対応するため、国内債券の店頭売買における経過利子の取扱いを取りまとめた。

(3) 売買参考統計値制度の見直し

25年9月、24年7月に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」（以下「社債懇報告書」という。）において、社債の売買参考統計値の信頼性の向上に向けて、必要な措置の検討を行い、取組みを進めることが提言されたことを受け、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において売買参考統計値の信頼性の向上のための対応策について検討を行い、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」を取りまとめた。

25年12月、同報告書で示された見直し案に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部を改正するとともに、「売買参考統計値に関する取扱いについて」（ガイドライン）を制定し、本協会が別に定める日（平成27年秋以降遅くとも平成28年初を目途）から施行することとした。

(4) 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正

25年12月、日本銀行における新日銀ネットの稼動に伴う市場慣行の整備のため、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」及び「一般債の振替決済に関するガイドライン」の一部を改正し、新日銀ネットの第2段階稼動日（平成27年秋から平成28年初の間を目途）から実施することとした。

(5) 社債の取引情報の報告・発表制度の創設

26年3月、社債懇報告書において、社債の取引情報の公表事務、社債の取引状況の分析及び売買参考統計値の信頼性の向上等に活用するため、証券会社に対し社債の取引情報の報告を求め、及び、証券会社から報告があった社債の取引情報のうち一定の社債の取引情報の公表を行うことが提言されたことを受け、社債の取引情報の報告・発表に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、同規則に関する細則及び「社債の取引に関する報告要領」の一部を改正するとともに、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）を制定し、本協会が別に定める日（平成27年秋以降遅くとも平成28年初を目途（上記(3)の売買参考統計値制度の見直しに係る規則改正と同時））から施行することとした。

## (6) 売買参考統計値等の発表等

本年度中、協会員及び顧客の参考に資するため、協会員からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

なお、本年度中、売買参考統計値制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）については異動がなかった（26年3月末現在、18社）。

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) 協会員通知「英文開示銘柄の説明義務に係る金融庁Q & Aへの対応について」の発出

25年8月、英文開示銘柄の説明義務について、7月31日付で金融庁より、「金融商品取引業等に関するQ & A」が公表されたことを受け、英文開示銘柄の説明に係る実務上の対応を取りまとめた。

### (2) 外国証券取引口座約款（参考様式）の一部改正

26年2月、米国の外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act（FATCA））における顧客の口座情報の米国内国歳入庁（IRS）への提供について、約款により同意を取得する会員の参考に資するため、外国証券取引口座約款（参考様式）の一部を改正した。

### (3) 常任代理人契約書等の一部改正

26年3月、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書及びこれに付随する各種振替決済口座の取扱いに関する契約書（以下「常任代理人契約書等」という。）について、保護預り約款及びその他の各種振替決済口座管理約款の改正と平仄を合わせるため、常任代理人契約書等の一部を改正した。

### (4) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本年度中、本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期毎に取りまとめ、25年6月に24年度下期分、12月に25年度上期分をそれぞれ公表した。

### (5) 外国投資信託証券の確認

本年度中、我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を26件受理した。

### (6) 国内非上場外国株券等の引受等の届出

本年度中、我が国の取引所金融商品市場への上場がされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員から「外国株券等の国内公募の引受等の届出書」を5件受理した。

## (7) 法令に基づく公表等

### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

### ③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会員等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 証券化市場の活性化に向けた取組み

25年5月、証券化市場の市場関係者を対象として、本邦証券化市場の現状と将来の方向性をテーマとした「本邦証券化市場に関する市場参加者向け説明会」を開催した。本説明会では、学識経験者による基調講演、「日本の証券化市場の現状と本協会ワーキングでの取組み」及び「日本の証券化商品のパフォーマンス及び海外との比較」についてのプレゼンテーション並びに「日本の証券化市場の新たな潮流」と題したパネルディスカッションが行われた。

### (2) 「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定等

25年7月、バイナリーオプション取引について行われた「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の改正（25年7月公布）を受け、「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」を設置し、有価証券関連の同取引に係る諸課題について検討を行った。25年11月、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、協会員が行う同取引の商品内容、投資勧誘及び顧客管理等について遵守すべき必要な措置を定めた「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行い、25年12月から施行した。

### (3) 証券化市場の動向調査の公表

本年度中、協会員等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎

月公表（年間12回）を行った。

また、半期ごとに証券化市場の発行動向及び残高を取りまとめた資料をそれぞれ公表した。

#### (4) PSJ予測統計値の公表

本年度中、一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を月2回公表（年間24回）した。

## 11 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① NISA口座開設等に当たっての景品類の提供関係

25年5月、NISA口座開設等に当たっての景品類の提供等について、留意点等をQ&Aとして取りまとめ周知を行った。また、今後、法令の改正が予定されていることから、26年2月改訂した。

#### ② トータルリターンの通知制度関係

25年6月、金融庁の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」を受けた投資信託のトータルリターンを把握するための定期的通知制度導入のため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部を改正し、26年12月施行することとした。

#### ③ 高齢顧客への勧誘による販売関係

25年10月、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に資するため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行い、25年12月施行した。

また、本改正の趣旨、本ガイドラインの概要及び実務上の留意事項等について、理解を深めていただくため、全国9会場で「高齢顧客への勧誘による販売に関する実務対応説明会」を実施した。

#### ④ 契約締結前交付書面等関係

- ・ 25年7月、平成25年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」等が公布され、金融所得課税の一体化の拡充等（公社債の課税方式についての見直し）に関する対応のため、個人向け国債、円貨建て債券及び外貨建て債券の契約締結前交付書面（参考様式）等の一部を改訂した。
- ・ 25年11月、消費税率の引上げに伴い、契約締結前交付書面等において手数料等に関する記載を変更する際の対応上の留意点等について取りまとめ、周知を行った。
- ・ 26年1月、26年3月に株東京証券取引所のデリバティブ市場が株大阪証券取引所のデリバティブ市場に統合されること等に伴い、先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）等の一部を改訂した。

## (2) 証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応

- ① 25年5月、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」（24年11月設置）において、信頼性向上のための具体的な施策として、倫理観・責任感を向上させるための取組み等について議論を行い、その結果を「中間論点整理」として取りまとめ、メンバーズ・コメントの募集を実施した。
- ② 25年6月、「中間論点整理」に関して会員各社から寄せられた意見を踏まえ、検討結果を「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ報告書」として取りまとめた。
- ③ 25年9月、顧客資産の流用により登録取消し処分を受け、投資者保護基金の補償が発動されるに至った会員証券会社の事案を踏まえ、再発防止策や証券界の信頼性の回復・向上を図るための方策について検討を行い、日本投資者保護基金による破綻証券会社に対する自己破産の要請、金融庁による破産申立てと基金による予納金納付等、破綻処理の迅速化・責任の厳格化等に関し、「証券界・証券会社の信頼性確保のための総合的な施策の推進について（イメージ）」を取りまとめた。
- ④ 26年3月、上記報告書における提言のうち、「倫理観・責任感を向上させるための取組み」に関する対応として、「会員における倫理観向上に向けた取組み事例集」、会員の自主的な取組みとして、「倫理コード及び倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況」を開示する場合の参考例をそれぞれ作成した。また、「信頼性向上のための情報発信の取組み」に関する対応として、会員に対し、自主的な取組みとして、自社の業務内容等を記載した「プロフィール帳」の作成、公表を求め、「プロフィール帳」の記載例を作成した。
- ⑤ 経営破綻した証券会社に係る顧客資産の円滑な返還のための施策について、当局及び日本投資者保護基金等と継続的に意見交換を行った。

## (3) 「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」の提言への対応

- ① 25年4月、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、協会員から寄せられた提案を踏まえ、25年7月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を取りまとめ、公表した。
- ② 25年12月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、本協会内の各会議体における検討を踏まえ、自主規制規則の見直しに関する検討結果（又は検討状況）を取りまとめ、公表した。

## (4) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

### ① 法人関係情報の管理態勢関係

25年4月、25年3月に募集を行った「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」に基づく規則改正等のパブリック・コメントの結果を踏まえ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方』の制定し、25年7月施行した。

### ② 上場投資法人等の関係者へのインサイダー取引規制導入関係

26年2月、26年4月施行の改正金融商品取引法において、インサイダー取引規制の「会社関係者」

の範囲に上場投資法人、その資産運用会社及びその親会社その他の特定関係法人の関係者等が新たに追加されることから、内部者登録カードの整備対象者を見直すため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行い、26年4月施行することとした。

③ J-IRISSへの上場会社の登録促進関係

J-IRISSへの上場会社の登録促進に向け、各証券取引所と連携し、J-IRISSの未登録上場会社への個別訪問、個別勧誘などを行った。

(5) 従業員の管理に関する取組み

25年12月、25年7月に公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に掲げる提案事項のうち、「地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること」という見直し提案を受け、適正な規制とするため、「協会の従業員に関する規則」等の一部改正を行い、12月施行した。

(6) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」（21年9月設置）において、金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図ることを通じ、各金融商品取引業協会（本協会のほか、（一社）投資信託協会、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会）における自主規制機能の適切な発揮に向けた取り組みを促進することを目的に意見交換を行った。また、本連絡協議会の下に設置した「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、各協会における自主規制業務に関する情報交換を定期的に行った。

(7) 当局との情報・意見交換体制について

証券取引等監視委員会と本協会との間で、情報・意見交換を定期的に行った。

また、25年6月、金融庁検査局と本協会自主規制企画分科会の委員等との間で、金融機関におけるインサイダー取引防止態勢等について意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

(1) 協会の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題（24年7月公表）において、研修関係では「行動規範委員会による協会の倫理意識向上への提言を踏まえた監査、研修等の見直し」が求められた。

これを受け、「平成25年度における協会員に対する研修基本計画」等では、イ. 協会員の職業倫理意識の醸成及びコンプライアンス意識の徹底に関するプログラムの充実、継続、ロ. 実務的で多様な研修方法の導入、ハ. 法令・諸規則等の改正等重要な問題に即応した機動的な対応の3点を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、協会員に求められる倫理・行動規範意識や内部管理態勢の向上、並び

に役職員に必要とされる知識の修得や、倫理意識、管理能力の向上等を目的とした自主規制規則に根拠のある研修を実施するとともに、倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した。

また、協会員における社内研修の支援のため、本協会の職員等を派遣又は紹介するとともに、研修録画DVDを作製し、貸出しを行った。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に根拠のある研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ実施した。

#### ① 自主規制規則に根拠のある研修

協会員の役職員におけるコンプライアンス意識の向上や更なる倫理観の醸成に資する研修、内部管理態勢の一層の充実・強化に資するための研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」を始め、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」など本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を6コース30回実施した（2,199名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

協会員の役職員におけるコンプライアンス意識や更なる倫理観、法令・諸規則等の改正に合わせた改正ポイントの解説等、金融商品取引業務に必要な実務的知識の向上に資するための研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」など集合研修を5コース42回実施した（2,072名受講）。

また、研修参加機会の拡大を図るため、東京会場で倫理・コンプライアンスの内容をテーマとして開催した研修をDVDに録画し、地区協会等（8地区68会場）において68回実施した（463名受講）。

#### ③ 協会員の社内研修に対する支援

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等を延べ33回、派遣又は紹介した。

#### ④ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会員の社内研修の充実・強化に資するため、リテール営業における倫理・コンプライアンスに関する内容を中心とした、社内研修用DVD及び「社内倫理研修の手引き」を作製するとともに、研修の講義内容を録画したDVDを計5本作製し、前年度までに作成したDVDと合わせ延べ59社（延べ86本）に貸出しを行った。

### (2) 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施

#### ① 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行っている。併せて、本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録の要件として外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験及び特別会員四種外務員資格試験）に合格するこ

と等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は108,835名、合格者数は44,334名であった。

また、証券業界あるいは証券外務員への関心を高めていただくこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は11,332名、合格者数は7,247名であった。

さらに、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は23,783名、合格者数は19,696名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、5年毎に外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は119,905名、修了者数は119,826名であった。

## ② 外務員必携等の作成

次に掲げる外務員等資格試験の受験教材（外務員必携等）を作成・頒布した。なお、ハ.については、本年度から「会員営業責任者 会員内部管理責任者必携」及び「特別会員営業責任者 特別会員内部管理責任者必携」を統合し、頒布することとしたものである。

イ.「外務員必携1～4巻（平成26年版）」

ロ.「特別会員外務員必携（平成26年版）」

ハ.「営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（平成25年版）」

ニ.「英語による 外務員必携1～4巻（平成25年版）」

その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・諸規則の改正内容を周知した。

## ③ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

本協会が24年7月2日付で公表した「平成24年度当面の主要課題」の一つとして掲げられた、「投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直し」を行うため、次のとおり「外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」の更新及び外務員資格更新研修のコンテンツの改訂を行った。

25年12月、高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正等を踏まえ、シラバスを更新した。

外務員資格更新研修について、「外務員の倫理観、責任感の向上」及び「従来の幅広い知識に加え、トピックス的な内容を適宜盛り込む」といった観点からコンテンツの改訂を行い、26年2月17日より改訂後のコンテンツによる配信を開始した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

本年度は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況等を検証するため、監査対象先140先(会員87社(特別監査等を含む。)、特別会員53機関)に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、25年度監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売態勢の検証、④倫理コードの保有及び遵守状況の検証、⑤顧客資産の分別管理の状況の検証、⑥財務の健全性に係る検証及び⑦売買管理態勢等の整備状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を発出した会員91社、特別会員56機関のうち、会員26社、特別会員7機関において法令・諸規則違反等が認められた。

#### ② 監査モニター制度(監査に対する意見受付制度)の実施状況

監査の実態を把握することにより適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、監査対象先140先のうち、オンサイトにより会員27社、特別会員17機関に対して実施した。

#### ③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び証券取引所との間で、情報交換会を開催し監査についての情報共有を行った。また、証券取引等監視委員会が主催する研修へ参加するとともに、証券取引等監視委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

#### ④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期毎に、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容について四半期毎に取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

(参考1 監査の実施状況)

(単位：社・機関)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
会 員	87(7)	87(10)	80	84	91
特 別 会 員	53	53	53	57	61
合 計	140	140	133	141	152

(注) 括弧(内書き)は、監査2部特別監査室による特別監査等の実施社数

〈特別会員内訳〉

(単位：機関)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
都市銀行等	5	2	0	2	5
地方銀行	22	22	21	24	23
第二地銀協地銀	11	16	17	13	17
信用金庫等	8	10	12	10	11
生命保険会社	2	1	0	2	1
損害保険会社	0	0	1	1	1
その他	5	2	2	5	3
合計	53	53	53	57	61

(注)「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース))

【会員】

(単位：社)

	平成25年度	参 考			
		平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	26	25	23	28	43
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	65	61	55	53	52
計	91	86	78	81	95

【特別会員】

(単位：機関)

	平成25年度	参 考			
		平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	7	4	19	17	7
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	49	47	34	44	49
計	56	51	53	61	56

## (2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

### ① 経営状況等に応じた個別モニタリングの実施

イ. 通常モニタリングにおいて、モニタリング調査表から毎月末、自己資本規制比率が200%を下回った会員を抽出し、継続的かつよりきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

### ② 行政当局等との連携

イ. 監査本部以外の部署とも連携し、風評等、個別に問題が認められる会員について、適宜、モニタリングを実施した。

ロ. 個別モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、連携を図った。

## (3) 協会の処分等

### ① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員1社に対し除名処分、会員1社に対し譴責処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行ったほか、同第29条の規定に基づき、会員3社に対し勧告を行った。

### ② 特別会員の処分等

本年度中、定款第33条において準用する同第28条第1項の規定に基づき、特別会員1機関に対し過怠金の賦課（併せて勧告）を行った。

### ③ 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会の従業員に関する規則」第12条及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び一級不都合行為者の取扱いの決定（1名）、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（5名）、外務員の職務停止処分及び資格停止処分（101名）、外務員の職務停止処分（1名）、外務員の資格停止処分（5名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第17条及び第18条の規定に基づき、営業責任者及び内部管理責任者の資格停止処分（3名）、営業責任者の資格停止処分（3名）を行った。

### ④ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、外務員の職務停止処分及び外務員の資格停止処分（8名）、外務員の職務停止処分（1名）、外務員の資格停止処分（2名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第17条及び第18条の規定に基づき、営業責任者及び内部管理責任者の資格停止処分（7名）を行った。

⑤ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法64条の5及び「金融商品仲介業者に関する規則」第29条の規定に基づき、外務員の職務停止処分及び外務員の資格停止処分（3名）、外務員の職務停止処分（2名）を行った。

⑥ 不服申立て等

協会員及び協会員の外務員等からの不服申立て等はなかった。

(4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補てんを行えることとしている。

① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：4件、特別会員に係る確認件数：0件）。

② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：597件、特別会員に係る確認件数：29件）。

③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取り纏めを行った（本年度中の会員に係る報告件数：12,949件、特別会員に係る報告件数：659件）。

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

(1) 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、本協会を含む5つの金融商品取引業協会と連携・協力し、金融ADR機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に対し、本協会の相談、苦情及び紛争解決のあっせん業務（以下「紛争等解決業務」という。）を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

① 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせんの申立て等の状況

本年度におけるあっせんの処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

区分	年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度当初の係属事案		33	30	23	42	30	54	100	50	85	79
新規申立事案		140	149	158	126	173	278	205	239	308	208	128
実施(終結)事案		143	156	139	138	149	232	255	204	314	239	161
	和解	(60)	(86)	(66)	(69)	(132)	(73)	(127)	(102)	(156)	(103)	(95)
	不調	(78)	(66)	(69)	(66)	(92)	(67)	(119)	(92)	(114)	(113)	(44)
	取下げ等	(5)	(4)	(4)	(3)	(8)	(9)	(9)	(10)	(14)	(23)	(22)
年度末の係属事案		30	23	42	30	54	100	50	85	79	48	15

② 協会の有価証券の売買その他の取引等・証券取引制度に関する苦情相談件数

本年度中、受け付けた苦情相談件数は、次のとおりである。

(単位：件)

苦情・相談内容	地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
	苦情	①勧誘に関する苦情	件 6	件 4	件 147	件 44	件 1	件 58	件 8	件 6	件 20	件 0
②売買取引に関する苦情		11	8	207	46	3	44	4	7	20	1	351
③事務処理に関する苦情		1	2	85	20	1	9	2	4	11	0	135
④その他の苦情		1	4	37	8	0	7	0	1	4	0	62
	苦情合計	19	18	476	118	5	118	14	18	55	1	842
相談	証券取引制度等に関する質問及び意見	109	120	2134	558	44	812	82	90	257	955	5161
	合計	128	138	2610	676	49	930	96	108	312	956	6003

## (2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
苦情	利用目的の特定		0	0	0	0	0
	利用目的による制限		1	3	3	0	0
	適正な取得		1	0	1	6	0
	その他		6	19	20	21	12
合 計			8	22	24	27	12
相談	相談・問合せ等		23	8	1	16	15
合 計			31	30	25	43	27

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

25年5月、カナダ トロントにおいてIOSCO/自主規制機関諮問委員会（SROCC）中間会合及び研修セミナーが、カナダ投資業規制機構（IIROC）等の主催により開催された。中間会合では、各国における証券市場の自主規制に関する最近の課題について意見・情報交換を行った。研修セミナーでは、IOSCOメンバー機関である政府当局・自主規制機関の職員を対象に、法規制の執行、監査のあり方、中小企業向けファイナンス、高頻度取引（HFT）及びアルゴリズム取引に関する最近の規制の動向等について研修を行った。

25年9月、ルクセンブルグにおいて開催された第38回IOSCO総会に参加した。総会中に開催されたSROCCではSROCC内に設置されている「証券市場における問題の早期発見に関するワーキング・グループ」（ATC WG）の議長として、クラウドファンディング等各国の証券市場の新たな諸課題についての議論を取りまとめた。なお、本総会において、自主規制機関諮問委員会（SROCC）がメンバーの多様化に伴い、協力会員諮問委員会（AMCC）に改組された。

25年12月、AMCCとして初めての会合がスペイン マドリッドで開催され、今後のAMCCの活動やIOSCOとの協力のあり方等について、IOSCO事務局を交えた意見交換を行った。

#### ② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

25年5月、オーストラリア シドニーで開催された第26回ICSA年次総会に参加し、G20やIOSCOにおけるグローバルな規制改革の動向、米国のドッド・フランク法や欧州規制の域外適用の問題、金融取引税の影響等について意見交換を行った。

25年9月、ルクセンブルグで開催されたICSA中間会合に参加し、規制改革の課題やICSAの今後の活動方針、組織改編等について意見交換を行った。

③ アジア証券人フォーラム (ASF) 関連会議

25年10月、台北において台湾証券業協会 (CTSA) の主催により開催された第18回ASF年次総会に参加した。会合では、メンバーから各国・地域の経済・市場の動向に関する報告が行われたほか、市場・業界間のクロスボーダーの協力のあり方、今後の証券ビジネスの戦略、金融投資のプロモーションとインセンティブについて議論が行われた。また、メンバーシップ会合において、APEC/APFF(アジア太平洋金融フォーラム)に関するタスクフォースが新設された(座長は豪州のAFMA)。

25年11月、東京において第9回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには研修生としてアジア諸国の証券関連団体・規制当局の職員を招き、本協会のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し研修を行った。

④ ASEAN+3 債券市場フォーラム (ABMF) 関連会議

25年4月にインドネシア ジャカルタ、7月に東京、11月に韓国 濟州島、26年3月にフィリピン マニラでそれぞれ開催されたABMF会合にナショナルメンバーとして参加し、今後のアジア債券市場の標準化・調和化の具体的方法論に関し協議を行った。

⑤ 国際標準化機構・金融専門委員会・証券業務および関連金融商品に関する分科委員会 (ISO/TC68/SC4) 第30回年次総会への出席

25年5月、中国 広州で開催されたISO / TC68 / SC4の年次総会に出席し、日本における証券分野のISOに関連する動向について報告したほか、SC4の各ワーキング・グループの課題について意見交換を行った。

⑥ 第10回イスラム金融サービス委員会 (IFSB) サミットへの参加

25年5月、マレーシア クアラルンプールで開催されたイスラム諸国の金融当局者を中心とするイスラム金融関係者のイベントである第10回IFSBサミットに参加し、イスラム金融のこれまでの発展を総括するとともに、今後の展望や主な課題について、関係者間で意見・情報交換を行った。

⑦ 第45回国際資本市場協会 (ICMA) 年次総会への参加

25年5月、デンマーク コペンハーゲンで開催された第45回 ICMA年次総会に参加し、金融商品市場指令改正 (MiFID II) など欧州の規制改革等について最新の情報を得るとともに、会場では展示ブースを設けて日本市場の魅力と可能性を紹介するPR資料の配布及びビデオの上映等を行った。

⑧ 韓国資本市場セミナーへの参加

25年9月、韓国 ソウルで開催された韓国資本市場セミナーに参加し、韓国の資本市場の現状と課題、投資家教育への取組み等について情報を得るとともに、日本における証券市場の自主規制の枠組み、本協会の役割等を紹介した。

⑨ 日米金融シンポジウムへの参加

25年10月、米国 ニューヨークで開催された日米金融シンポジウムに参加し、日米及び世界の金融市場が直面する問題について、政府・業界・学会の代表者との情報・意見交換を行った。

⑩ 日中韓資本市場発展フォーラムへの参加

25年11月、韓国金融投資協会（KOFIA）の創設60周年を記念し韓国 ソウルで開催された日中韓資本市場発展フォーラムに出席した。日本、中国、韓国の3カ国の証券規制当局及び証券業界団体、投資運用業界の代表者が一堂に会し、三市場の現状と課題、今後の相互協力のあり方等について情報・意見交換を行った。

⑪ アジア証券業金融市場協会（ASIFMA）総会への参加

25年11月、香港で開催されたASIFMA総会に参加し、アジアの債券市場の課題、レポ市場の発展、クロスボーダーの担保取引のあり方、人民元市場の拡大、FXビジネスの見通し等について、情報・意見交換を行った。また、ASIFMAと当協会のASF等を通じた協力関係等についても協議した。

⑫ ブラジル金融・資本市場に関するセミナーの開催

25年12月、ブラジルの財務省、証券取引委員会(CVM)、中央銀行とともに、金融資本市場協会(ANBIMA)、取引所(BMF&BOVESPA)、保管振替機関(CETIP)等の証券関連機関が一体となり、ブラジルの市場を海外に向けてプロモートするプロジェクトであるBEST (BRAZIL: Excellence in Securities Transactions)の使節団が来日した。その際、同使節団メンバーを講師として、本協会会員会社及び関係機関においてブラジルに関心を有する方々を対象に、ブラジル金融・資本市場に関するセミナーを開催した。

⑬ 第7回インド ナショナル証券取引所参加者協会(ANMI)国際コンベンションへの参加

26年1月、インド ニューデリーで開催された、インドのナショナル証券取引所(NSE)の会員をメンバーとするANMIの国際コンベンションに参加し、「証券市場規制における自主規制の役割、自主規制機関における利益相反への対処方法」についてプレゼンテーションを行った。同会合にはANMIのメンバー会社等から約200名が参加した。

⑭ 第6回日本証券サミットの開催

26年3月、米国証券業金融市場協会(SIFMA)との共催で米国 ニューヨークにおいて「日本証券サミット」を開催し、米国東海岸の機関投資家・金融関係者を主な対象として、日本市場のプロモーション活動を行った。本イベントは、20年にロンドン、21年に香港、22年にシンガポール、23年にニューヨーク、25年にロンドンで開催されており、今回が6回目の開催となる。今回のイベントでは、アベノミクスの下で復活しつつある日本経済の状況、成長戦略における主な課題、財政健全化と国債市場の見通しを紹介しながら、投資対象としての日本の魅力をアピールした。日本への関心の高まりを反映し、約230名が来場した。

(2) 海外からの照会等への対応

年間を通じ、海外からの研修生・来客への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。その主なものは、以下のとおりである。

- ① 25年4月、中国証券金融会社の訪問を受け、協会の活動概要を説明するとともに先方の業務(信用取引制度等)について意見交換を行った。

- ② 25年4月、英国銀行協会(BBA)のスカット副CEOの訪問を受け、欧米での金融規制改革の動向や金融取引税、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)、金融安定理事会(FSB)のシャドー・バンキング規制等について広範な意見交換を行った。
- ③ 25年6月、IMFのエコノミストの訪問を受け、日本の債券市場の現状に関する情報提供と意見交換を行った。
- ④ 25年9月、モンゴル金融規制委員会(FRC)のヘルレン副長官の訪問を受け、当協会が行う研修及び外務員資格試験制度について説明を行った。
- ⑤ 25年10月、インドのボンベイ証券取引所参加者協会(BBF)の訪問を受け、日本及びインドの資本市場の現状及び今後の協力関係のあり方について意見交換を行った。
- ⑥ 25年11月、金融庁が主催した「モンゴルFRC向け法執行等セミナー」において「日本証券業協会の役割」について講義を行った。
- ⑦ 25年11月、インドのナショナル証券取引所参加者協会(ANMI)会長の訪問を受け、両協会間の今後の協力関係等について意見交換を行った。
- ⑧ 25年11月、韓国のテレビ局ハンキュンテレビより、日本の証券市場の特徴と将来展望等について取材を受けた。
- ⑨ 25年12月、台湾証券取引所会長の訪問を受け、日本及び台湾の資本市場の現状及び、両市場への投資の促進等について意見交換を行った。
- ⑩ 26年2月、アジアの証券業界団体(タイASCO、インドネシアAPEI、インドANMI・BBF)の要請を受け、同年1月に日本で導入されたNISAに関する情報を提供するとともに、本協会の英語版ホームページにも情報を掲載した。
- ⑪ 26年2月、金融庁が主催した「日タイ民間セクター間の意見交換会」に参加し日本及びタイの資本市場の現状及び今後の協力関係のあり方等について意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 環境自主行動計画に係る取組み

25年6月、環境自主行動計画「証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2012年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、同年11月に調査結果の公表を行った。

#### ② その他の環境問題への取組み

25年4月、東日本大震災を受けた節電の必要性を踏まえ、昨年に引き続き、会員に対し、5月から10月までの間、「証券界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様に、クー

ルビズを実施した。

25年7月、会員に対し「クールアース・デー」（7月7日）における取組みへの参加について要請を行った。

### ③ 社会貢献活動への取組み

「社会貢献ワーキング・グループ」（本年度中、5回開催（「寄金ワーキング・グループ」との合同開催を含む。))において、現在、文部科学省において対応が進められている「海外留学支援制度」への証券界としての対応について検討を行い、同制度への参画を証券戦略会議において決議した。

## (2) 寄付への取組み

「寄金ワーキング・グループ」（本年度中、4回開催（「社会貢献ワーキング・グループ」との合同開催を含む。))における検討結果を踏まえ、寄付要請があった団体のうち、本年度中に10団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件のうち、寄付金額が1,000万円を超える事案1件については、同ワーキング・グループで作成した寄付金拠出案を証券戦略会議において決議し、寄付を行った。

また、上記(1)③に記載のとおり、現在、文部科学省において対応が進められている「海外留学支援制度」を支援するため、証券界として来期以降、日本学生支援機構に対して寄付金を拠出することについても証券戦略会議において、併せて決議した。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

区分 \ 地区協会	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	4	11	11	11	11	11	11	92

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

#### ① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員及び東京都内に本店の所在する取引所非取引参加者で構成する「東京地区地方証券等評議会」を4回開催（東京地区評議会、東京地区リテール証券評議会との合同開催を含む。）した。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を3回開催（東京地区評議会、東京地区地方証券等評議会との合同開催を含む。）した。

#### ② 行政当局との懇談会

本年度中、関東財務局幹部と本地区評議会委員との懇談会を1回開催した。

## ＜大阪地区協会＞

### ① 会員との懇談会

本年度中、本地区に本店の所在する会員代表者で構成する「本店会員懇談会」を「地区別評議会」と合同で11回開催した。

### ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局の幹部と本地区会員代表者等との懇談会を5回開催した。また、近畿財務局幹部と本店会員の実務担当者との懇談会を1回開催した。

### ③ 地区特別事業

24年7月に設置した「今後の証券経営・ビジネスモデルに関する研究会」を3回開催し、25年6月、検討結果を報告書に取りまとめ、公表した。

また、関西経済への貢献策について、関西証券界として具体的な検討を行うため、25年10月、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」を設置し、2回開催した。

さらに、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を3回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

## ＜東北地区協会＞

地区特別事業として、平成26年3月、東北地区会員意見交換会を開催し、東北各県の会員の営業責任者・内部管理責任者を中心に53名が参加し、他会員等の職員との懇親を深めつつ、東北地区における会員相互の協力態勢の構築やコンプライアンス面等におけるレベルアップを図った。

また同月、東北地区会員若手職員交流会を開催し、東北地区会員の20歳代の若手職員を中心に42名が参加し、証券業務等について積極的に意見交換・情報交換を行い、交流を深めた。

## 18 内部監査に関する事項

### (1) 本協会事務局組織における内部監査

#### ① 業務一般の状況に関する内部監査

本年度における内部監査は、所管業務の適正な遂行、内部統制システムの整備・運用状況等を重点監査事項として実施し、認められた課題については、その解決に向けた提言を行った。本年度中、本部5部室及び8地区事務局を対象に実施し、その結果については代表役員（会長、副会長、専務理事）及び常任監事に報告するとともに、当該部署に対して改善措置策の策定を要請した。

#### ② 個人情報の取扱状況に関する監査

個人情報保護体制の整備・運用状況につき、上記内部監査と併せて本部5部室及び8地区事務局を監査し、認められた課題については、その解決に向けた提言を行った。その結果については個人情報総括者、個人情報管理責任者及び個人情報保護委員会事務局（総務部）に報告するとともに、

当該部署に対して改善措置策の策定を要請した。

また、個人情報保護マネジメントシステムに基づき、各部署において行う個人情報保護体制の自主点検に係る点検チェックリストを作成するとともに、点検実施に当たっての留意事項を取りまとめ、周知を図った。

### ③ フォローアップ監査

内部監査及び個人情報監査につき、改善措置策の提出があった本部3部室にフォローアップ監査を行い、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## (2) 内部統制システムの整備に関する事項

25年3月、「内部統制システムの整備に関する規程」に基づき、内部統制構築部署が行う内部統制システムの整備状況の自主点検の実施及びその結果報告を要請し、25年7月、構築19部署の実施自主点検結果についてとりまとめ、代表役員及び常任監事へ報告した。

## 19 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計12回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて報告を行った。

### (2) 「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」の開催

報道関係者に証券業界の現状や話題などについてよりよく理解してもらい、また相互の意思疎通を図るため、平成25年7月から「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」を計8回開催した。

### (3) 証券市場全体の事業継続計画（BCP）整備のための取組み

25年12月、午後1時に首都直下地震が発生するという想定の下、日銀ネットのバックアップサイトへの切替えの発生を前提として、稼働状況のブラインド化を盛り込んだシナリオに基づき、全協会員を対象に、BCP対策委員会等からのBCPWEBを利用した情報の提供、協会のBCPWEBへの被災状況の登録手順確認、共同訓練と連動した自社関係部署間での連携体制の確認を目的とした共同訓練を実施した。

なお、同訓練は短期金融市場BCP及び外国為替市場BCPとも共同で実施し、3市場間の連携についても確認した。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

25年6月17日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 定款の一部改正の件
- 第2号議案 平成24年度 事業報告書承認の件
- 第3号議案 平成24年度 収支計算書承認の件
- 第4号議案 平成25年度 事業計画書承認の件
- 第5号議案 平成25年度 収支予算書承認の件
- 第6号議案 会長、公益理事、常任理事及び常任監事選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

#### (2) 臨時総会

25年11月22日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

- 議 案 平成26年1月NISA広報活動の実施に向けた平成25年度予算の補正について

### 2 理事会

本年度中、理事会を14回開催し、定款諸規則の一部改正、平成24年度事業報告書及び平成25年度事業計画書、平成24年度収支計算書及び平成25年度収支予算書、平成25年度収支決算見込み及び平成26年度収支予算(案)、平成26年1月NISA広報活動の実施に向けた平成25年度予算編成の補正、「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組み、新役員等候補者推薦など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を21回開催し、投資信託等のトータルリターンの通知制度導入、高齢顧客への勧誘による販売に係る規制の導入及び自主規制規則の見直しに関する検討計画等を踏まえた自主規制規則の制定・改正、社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度に係る規定を整備するための「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定、協会員に対する監査・処分、「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組み等、自主規

制の業務運営に関する重要事項について審議・報告を行った。

また、自主規制会議の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「ATCワーキング・グループ」（20年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、コミットメント型ライツ・オファリングにより割当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供等、インベスター・アラート等（金融商品や取引の特徴やリスク）の拡充、新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に関する事項、「総合取引所」に関する事項、高齢者によるインターネット取引等、今後の課題について検討を行った。

- ② 本年度中、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」（24年11月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、信頼性向上のための具体的な施策として、倫理観・責任感を向上させるための取組み等について議論を行い、「中間論点整理」を取りまとめ、さらに、25年6月、「中間論点整理」に関して会員各社から寄せられた意見（メンバーズ・コメント）を踏まえ、検討結果を「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ報告書」として取りまとめた。（本ワーキング・グループは、25年6月末で解散。）

- ③ 本年度中、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に資する観点から、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正、及び『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』第5条の3の考え方」の新設について検討を行った。

- ④ 本年度中、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（20年4月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、26年4月施行の金融商品取引法改正に伴い、インサイダー取引規制の「会社関係者」の範囲に上場投資法人、その資産運用会社及びその親会社その他の特定関係法人の関係者等が新たに追加されることから、内部者登録カードの整備対象者を見直すため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について検討を行った。

- ⑤ 本年度中、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置）を1回開催した。

本協議会では、22年1月20日に取りまとめられた「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」報告書（「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」）に基づき、具体的施策の進捗状況等について報告がなされた。

- ⑥ 25年6月、「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について－不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書－」を取りまとめた。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を15回開催し、概ね以下の事項について審議・報告を行った。

- ・ 「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」の設置について
- ・ 平成26年度税制改正に関する要望について
- ・ 平成25年度未公開株等詐欺未然防止キャンペーンの実施について
- ・ 寄付金の拠出について
- ・ NISA口座の重複口座開設申請の防止に向けた新聞広告の実施について
- ・ 平成26年1月NISA広報実施計画について
- ・ 「海外留学支援制度」への対応について
- ・ 平成26年度事業計画について
- ・ 証券市場BCPWEBのリプレース及び当該リプレースに対する証券市場基盤整備基金からの拠出について
- ・ 「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組みについて
- ・ 証券市場BCPWEBリプレースに対する証券市場基盤整備基金からの拠出について
- ・ 「NISA広報中期基本計画」及び「平成26年度NISA広報実施計画」について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」（23年7月設置）を本年度中、2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の法整備等に際し、会員における番号の民間利用の範囲やコスト負担のあり方など、我が国証券業界における番号制度の円滑な導入や公的個人認証制度の民間活用に向けた対応について検討を行った。

- ② 「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応に係るワーキング・グループ」（23年4月設置）を本年度中、2回開催した。

本ワーキング・グループでは、米国議会で成立した外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）について、我が国の証券業界として適切に対応するために、FATCAが実務に及ぼす影響等について検討を行い、25年11月に「会員のFATCA対応事務マニュアル」を、また26年2月に顧客配布用のリーフレットを策定のうえ会員に通知した。

また、経済協力開発機構（OECD）において「金融口座情報の自動的交換に係る国際共通基準案」が検討されていることに対応し、本ワーキング・グループにおいて意見を取りまとめるうえ、金融庁及びBIAC（Business and Industry Advisory Committee to the OECD）を通じてOECDに提出した。

- ③ 本年度中、証券市場基盤整備基金「運営審議会」（18年1月設置）を、4回開催した。

本審議会では、証券戦略会議からの要請を受け、証券BCPWEBリプレイスに対する証券市場基盤整備基金からの拠出等について審議した。

- ④ 25年5月、「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」（本年度中、3回開催）を設置した。

本ワーキング・グループでは、平成28年1月から実施される金融所得課税の一体化に沿った公社債・公社債投資信託課税の見直しの円滑・確実な実施に向けた課題の整理及び取組みを進めるための検討を行った。

- ⑤ 25年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」（本年度中、17回開催）を改めて設置した。

本ワーキング・グループでは、平成26年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ⑥ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループ（本年度中、6回開催）において、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用に向け、各論の検討を推し進めた。

- ⑦ 「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を本年度中1回開催した。

本懇談会では事前に事務局にて統計利用者向けに実施したヒアリングの結果に基づき、メンバーである各証券関係機関の発表統計の利用状況、アクセス件数等について報告がなされた。

- ⑧ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を1回開催した。

本懇談会では、(株)日本取引所グループのCIO及び(株)東京証券取引所IT開発部トレーディングシステム担当部長より、arrowheadリニューアル及びデリバティブシステム統合について説明を受け意見交換を行った。

また、重要インフラ連絡協議会（CEPTOR-Council、内閣官房情報セキュリティセンターが21年2月に設置）へ本懇談会より参加し、情報セキュリティに係る分野横断的な情報共有の推進等について検討を行った。

- ⑨ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは、会員におけるシステムリスク管理態勢の整備・充実に資するための施策の一環として、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、類型化の上、会員に対し定期的に周知を図ることとした。

また、金融情報システムセンター（FISC）により開催された「金融機関におけるサイバー攻撃対応に関する有識者検討会」の議論を踏まえ、証券界におけるサイバー攻撃対応の検討を行った。

- ⑩ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を7回開催した。

本ワーキング・グループでは、平成25年度におけるNISAの推進に向けた広報活動について検討を行った。また、平成26年非課税枠の非課税期間が同30年12月末に終了することから、遅くとも、平成30年度税制改正要望において、NISAの恒久化の実現を目指し、4年間の「NISA広報中期基本計画」及び、同計画に基づく「平成26年度NISA広報実施計画」について検討を行った。

- ⑪ 本年度中、「社会貢献ワーキング・グループ」を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、現在、文部科学省において対応が進められている「海外留学支

援制度」への証券界としての対応について検討を行った。

⑫ 本年度中、「寄金ワーキング・グループ」を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、本協会に対する寄付要請について検討を行った。

(3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を24回開催した。本委員会では、主に定款諸規則の一部改正、平成25年度収支決算見込み、平成26年度予算編成の指針及び収支予算（案）、金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退、財務分科会の正副委員長及び委員の選任、災害義援金の拠出に伴う平成25年度会員一般会計の予備費の使用、平成26年1月NISA広報活動の実施に向けた平成25年度予算の補正、「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組み、公社債報告・集計システムに関するシステム化計画（案）について審議し、理事会に付議又は報告した。

また、本年度中、本協会における調達事案として、「少額投資非課税制度（日本版ISA）」広報活動、平成25年度「投資の日」記念イベント、NISA口座の重複口座開設申請の防止に向けた新聞広告の実施のための平成25年度会員一般会計の予備費の使用及び実施、平成26年1月のNISA広報活動実施並びにSI-Net情報機器保守契約及び運用等契約の延長等について審議し、承認した。

本年度中、総務委員会の下部機関として設置された「財務分科会」（16年7月設置）を9回開催した。

本分科会では、平成26年度予算編成の指針（案）の取りまとめなどについて検討を行った。

また、25年8月、本協会システム開発・更改等の意思決定について、客観性、中立性及びプロセスの可視化を一層高める観点から、財務分科会の下部機関として、「公社債報告・集計システムの再構築に関するシステム検討部会」（本年度中、4回開催）を設置し、検討を行った。

(4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催し、「金融商品取引業者等の信頼性向上に向けて－経営者等の倫理観のさらなる向上等に向けて－」に基づく対応、丸大証券に対する除名処分に関する会長談話等について報告を行った。

(5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を7回（うち書面委員会3回）開催し、今後の金融・証券教育支援事業の進め方、平成25年度における各事業内容、平成26年度における事業計画、「金融経済教育を推進する研究会」等について審議・報告を行った。

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関として設置している「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」を6回（うち書面ワーキング・グループ1回）開催した。

本ワーキング・グループでは、①「『投資の日』記念イベント、各種セミナーの実施・開催」、②「教員・教育管理職向けセミナーの実施・開催、新教材の制作」等について具体的な検討を行った。

## 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を7回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、株東京証券取引所において検討が行われることとなった現物株取引時間の夜間への拡大について、意見交換を行った。25年5月、本評議会から証券戦略会議に対し、「売買審査基準の見直しに関する検討について」（ホールセール証券評議会決定事項）及び「『投資の日』の活性化策について」（個人投資家応援証券評議会提案事項）を報告したほか、25年7月、「システム障害時の対応方針に記載する事項について」（インターネット証券評議会付議事項）について報告を行った。

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を3回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。さらに、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び財務省担当課長等をメンバーとする「財務省との意見交換会」を1回開催し、日本・諸外国の経済情勢等について積極的に意見交換等を行った。

なお、25年6月、地区評議会と合同で、「アベノミクスを読む」（講師：独立行政法人 経済産業研究所 理事長 中島厚志氏）と題して講演会を開催した。

### (2) 業態別評議会

#### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会は、幹事会を7回、全体会合を2回開催した。

幹事会においては、今後のリテール証券ビジネスのあり方等をテーマとして取り上げ、26年1月には、「ヘルスケアREITについて」（株新生銀行 ヘルスケアファイナンス部部长藤村隆氏）と題する講演会を開催したほか、高齢者取引に関する課題と問題点に関する意見交換を行った。

全体会合においては、リテール証券評議会に参加する会員の課題となっている高齢者取引への対応に関連し、25年12月に、「金融商品取引業者に求められる金融商品販売管理態勢のあり方と今後の課題－高齢者取引を中心に－」（講師：長島・大野・常松法律事務所 弁護士 梅澤 拓 氏）、26年2月に、「認知症の正しい理解に向けて」（講師：社会福祉法人 浴風会 認知症介護研究・研修東京センター 名誉センター長 長谷川和夫氏）をテーマとする講演会を開催した。

また、リテール営業を中心に行っている証券会社が抱えている問題点、課題や現状等を把握し、参加会員証券会社の参考に資するため、各社における国内株式売買手数料等及び高齢者取引等に関する現状についてアンケートを実施し、その結果について参加会員証券会社へ報告を行った。

同評議会の下部会合である、「リテール証券における検討ワーキング・グループ」（本年度中、3回開催）においては、本協会が主催している「投資の日」についてどのような工夫ができるか、高齢者取引等に関する各社における現状及び総合取引所の設立が可能となることに伴う証券会社への影響等について意見交換を行った。

## ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を3回開催し、本評議会において、これまで検討してきた売買審査基準の見直しについて、自主規制規則の見直しに係る検討結果の報告等を受けたほか、第6回日本証券サミットにおける海外の投資家等に対する日本市場等のPR及び現物取引時間の夜間への拡大等について意見交換を行った。

## ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を6回開催した。

25年8月、金融庁担当課長を招聘し、インターネット取引の利便性確保に向けた課題について意見交換を行った。これを受け、本証券評議会が25年6月に取りまとめ、公表した「システム障害時の対応方針に記載する事項について」（以下「申し合わせ」という。）について、システム障害時における取引等の代替手段に係る情報を開示することにより顧客の予見可能性確保に資するとの観点から、下部機関である「システムリスク管理態勢研究ワーキング・グループ」（本年度中、6回開催）に対して、申し合わせを補完すべき事項を検討するよう要請を行った。

これを受け、（26年1月）システムリスク管理態勢研究ワーキング・グループにおいて検討を行い、インターネット証券評議会に対して、上記補完すべき事項の骨子について報告を行った。

また、25年7月及び26年3月、東京証券取引所の担当役員等と呼値の単位の適正化に係る東京証券取引所の取組み等について意見交換を行った。

加えて、「コンプライアンス体制ワーキング・グループ」（本年度中、5回開催）では、証券取引等監視委員会、東京証券取引所自主規制法人の売買審査担当者等を交えて、空売り規制の総合的な見直しや売買審査における留意点を中心とする意見・情報交換等を行った。

## ④ 証券化・オルタナティブ業務等証券評議会

本年度中、証券化・オルタナティブ業務等証券評議会を2回開催し、関東財務局理財部証券監督第一課及び東京財務事務所の担当官を招聘し、本評議会委員が各社で取扱う主要な商品や直面している諸問題、最近の証券化・オルタナティブ業務の状況及び証券市場で問題となった事象等について、意見交換を行った。

## ⑤ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を9回開催し、(株)東京証券取引所との意見交換を行ったほか、「総合取引所」制度の整備に伴う本協会の取組み及びNISA等を利用した個人投資家の裾野拡大に向けた検討について、意見交換を行った。

(業態別評議会の参加会員数 (延べ))

業 態 別 評 議 会	24年度末	25年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	88社	88社	0社
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	32社	33社	1社
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	23社	26社	3社
証 券 化 ・ オ ル タ ナ テ ィ ブ 業 務 等 証 券 評 議 会	11社	10社	▲ 1社
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	20社	21社	1社
合 計	174社	178社	4社

(3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

また、25年8月、26年3月、リテール証券評議会幹事会と合同で勉強会を開催した。

5 分科会・委員会等

(1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を15回開催し、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針に基づく「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正等、投資信託等のトータルリターンのお知らせ制度導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正、高齢顧客への勧誘による販売に係る規制の導入に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正、自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会員の従業員に関する規則」の一部改正、「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく規則改正、金融商品取引法等の改正（J-REITの取引へのインサイダー取引規制の導入）に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正、「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」の一部改正、協会員に求められる倫理・行動規範意識や内部管理態勢の向上等を目的とした「平成26年度における協会員に対する研修基本計画」の策定、協会員の法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況を点検するための「平成26年度における協会員に対する監査計画」等について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」（19年1月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集におい

て提案のあった、ライツ・オファリングに関する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し及びいわゆる地場受けの禁止に関する「協会の従業員に関する規則」の見直しについての検討を行った。

また、25年4月施行の改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関し、FATF（金融活動作業部会）から指摘された不備事項について、実務対応方法や諸外国の事例等を把握するための検討を行った。

- ② 本年度中、「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」（24年7月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融庁の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において検討された項目のうち、主として投資信託のトータルリターン把握のための通知制度の導入に関する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正の検討を行った。

- ③ 本年度中、「『広告及び景品類の提供に関する規則』等の見直しに関するワーキング・グループ」（15年7月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、直近の具体的な広告の事例を基に、適正な広告作成についての検討を行った。

- ④ 本年度中、「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」（14年9月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、銘柄後決め方式によるGC現先レポ取引（T+0）に係る法定帳簿の記載方法について検討を行った。

- ⑤ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「平成26年度における協会に対する研修基本計画」を取りまとめた。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を7回（うち書面分科会4回）開催し、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正、「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」の設置等について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応及び投資法人の発行する投資証券等の取引がインサイダー取引規制の適用対象となることへの対応に係る

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正の検討を行った。

- ② 本年度中、「第三者割当に関するワーキング・グループ」(21年9月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、空売り規制の総合的な見直しに係る「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正の検討を行った。

- ③ 本年度中、「売買管理等に関するワーキング・グループ」(22年3月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、本協会が7月16日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」において、規則の見直しの検討に着手するとした事項のうち、「売買審査基準について、各協会員においてより適切な抽出基準を設定することができるよう制度に柔軟性をもたせること」及び「銘柄及び顧客抽出基準について、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるよう、条件の見直しを行うこと」について検討を行った。

- ④ 本年度中、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」(22年4月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、空売り規制の総合的な見直しに伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則」及び「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に係る通知に関するガイドライン」の一部改正、並びに、「PTS における空売りの価格規制に係る基準とする価格のガイドライン」の廃止についての検討を行った。

- ⑤ 25年10月、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」を設置した(本年度中、6回開催)。

本ワーキング・グループでは、金融審議会での審議状況等を踏まえつつ、グリーンシート銘柄制度に代わる新たな非上場株式の取引制度の整備、フェニックス銘柄制度に関し上場廃止後の受け皿市場としてのあり方及び本協会会員が仲介業者として関与する株式を活用した投資型クラウドファンディングに対する本協会の自主規制について検討を行った。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を8回(うち書面開催5回)開催し、売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の創設に伴う「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正、日本銀行における新日銀ネットの稼動に伴う「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正等について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(24年8月設置)を16回開催した。

本ワーキング・グループでは、24年7月に公表された「社債市場の活性化に向けた取組み」(社債懇報告書)の提言を受け、公社債売買参考統計値の信頼性の向上に向けて必要な措置等の検討を行い、25年9月、報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」を取りまとめた。同報告書で示された見直し案に係る規定を整備するため、「公社債の

店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正、並びに「売買参考統計値に関する取扱いについて」(ガイドライン)の制定について検討を行った。

また、社債の取引情報の報告・発表に係る規定を整備するため「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、同規則に関する細則及び「社債の取引に関する報告要領」の一部改正、並びに「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」(ガイドライン)の制定について検討を行った。

- ② 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、日本銀行における新日銀ネットの稼働に伴う市場慣行の整備のため、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等の一部改正について検討を行った。

また、日本銀行より、新日銀ネット全面稼働開始に向けた総合運転試験の概要が公表されたことを踏まえ、同試験に参加する日銀ネット利用先の範囲、参加の回数等について検討を行った。

- ③ 本年度中、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書及びこれに付随する各種振替決済口座の取扱いに関する契約書について、保護預り約款及びその他の各種振替決済口座管理約款の改正と平仄を合わせるための見直しの検討を行った。

#### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を4回(うち書面分科会3回)開催し、「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定等について審議し、自主規制会議に付議した。

また、金融商品分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「証券化商品に関するワーキング・グループ」(21年7月設置)を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、「本邦証券化市場に関する市場参加者向け説明会」の開催及びバーゼル銀行監督委員会へのコメント提出に係る検討等を行った。

- ② 25年7月、「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」を設置した(本年度中、6回開催)。

本ワーキング・グループでは、有価証券関連のバイナリーオプション取引の商品内容、投資勧誘及び顧客管理等について遵守すべき必要な措置を定めた「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定に係る検討を行った。

#### (5) 我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会

本年度中、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」(24年9月設置)を7回開催し、日本の公募増資制度の変遷、欧米との比較等を通じて、我が国における公募増資のあり方、引受けのあり方等について検討を行うとともに、25年6月、検討結果を報告書として取りまとめ、証券戦略会議に報告した。

また、25年11月、上記報告書の提言内容の実現に向けて、さらに具体的・実務的検討を行うため、

同分科会の下部機関として、「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会ワーキング・グループ」を設置した（本年度中、6回開催）。

本ワーキング・グループでは、大規模希薄化公募増資への対応を始め、株主による意思表示の促進、オファリング手法の多様化、コミットメント型ライツ・オファリングの利便性向上、公正な取引の促進等について実務的な観点から検討を行うとともに、関係各方面に対して働きかけを行った。

#### (6) 規律委員会

本年度中、規律委員会を3回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (7) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を5回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、会長に報告した。

#### (8) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を26回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

#### (9) 外務員等資格試験委員会

本年度中、「外務員等資格試験委員会」を7回開催し、不正受験事案に対する措置決定等を行った。

### 6 監事会

本年度中、監事会を4回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査（四半期監査及び決算監査）を実施した。25年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成24年度監査報告書を作成した。

### 7 人事推薦委員会

本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を推薦するため、自主規制会議人事推薦委員会を3回、証券戦略会議人事推薦委員会を1回、人事推薦合同委員会を6回開催した。

### 8 懇談会等

#### (1) 日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会

「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」（24年9月設置）を本年度中、4回開催した。

25年6月、本懇談会では、日本企業の魅力の向上や積極的な情報発信、金融リテラシーの向上について（主に若年層・投資未経験者へのアプローチ）の提言を報告書としてとりまとめ、公表した。

## (2) 社債市場の活性化に関する懇談会等

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」（21年7月設置）を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（25年2月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、社債懇談会報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」に掲げられた課題である、社債権者の保護のあり方について、①社債権者への情報伝達インフラの整備、②社債管理人（仮称）制度について、それぞれ実務家、法律家を中心に検討を行った。

26年3月開催の本懇談会では、同ワーキング・グループにおける検討状況について報告が行われた他、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」より、売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の創設についての報告が行われた。

## (3) 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、国債のアウトライト取引T+1（GCレポ取引T+0）化の実現に向け、本ワーキング・グループの下部に設置した2つの検討会等において、GCレポ取引T+0の取引手法や担保管理に係るインフラ整備面の課題の整理・検討を行った。

## (4) 金融庁証券市場行政連絡会議との懇談会

本年度中、「金融庁証券市場行政連絡会議」（14年8月、金融庁において設置された会議体）と証券戦略会議との懇談会を5回開催し、最近の資本市場を巡る諸問題や現在検討中の制度改革の概要等について意見交換を行った。

## (5) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見・情報交換を行った。

## (6) 市場関係機関取引参加者懇談会

25年11月、金融資本市場を取り巻く諸問題に関する取引参加者間の情報共有、並びに㈱日本取引所グループ、株式会社証券保管振替機構など市場関係機関及び取引参加者の意思疎通の場として、新たに「市場関係機関取引参加者懇談会」を設置した。

本年度中、本懇談会を1回開催し、株式会社東京証券取引所と、同社の最近の取組みについて、

意見交換を行った。

#### (7) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体との合同開催を含む。）を4回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 25年5月、米国証券取引委員会（SEC）のOffice of International Affairsの担当官が、米国において市中協議中のクロスボーダー有価証券関連スワップに係るドッド・フランク法第7編の適用についての規則・解釈ガイダンス案を説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。なお、本規則案等は米国において業務展開している協会員への影響が大きいことを勘案し、本協会から文書によるコメントを後日提出した。
- ② 25年5月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）のマネージング・ディレクターであるデビッド・ストロンジン氏及びJPモルガンチェースのバイス プレジデントであるロビン・ドイル氏が、取引主体識別子（Legal Entity Identifier: LEI）の導入に向けた国際的議論の進展、米国、ドイツ等におけるpre LEIの導入状況、米国におけるLEIの今後の普及見通しと米国業界の考え方等について説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ③ 25年11月、NYSE Euronextの子会社で、株式・金利等デリバティブの取引所であるNYSE Liffeのチーフ・エグゼクティブを務めるフィンバー・ハッチソン氏が、25年7月よりNYSE Euronextが新しくLIBORの管理者に選任されたことを受け、IOSCOの金融指標原則を踏まえたLIBORの信頼性回復のための方策、今後の管理・運営方針を説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ④ 25年11月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）のプレジデントであるケン・ベンツェン氏が、ドッド・フランク法をはじめとする金融規制改革の実施状況及び、米国業界団体の議会や当局への提言活動等の取組みについて説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。

#### (8) NISA推進・連絡協議会

NISAの取組みに関連する業界団体、系統金融機関などを構成員として、本協議会を設置し、本年度中に3回開催した。本協議会での主な検討状況は、次のとおりである。

- ① 25年4月、「少額投資非課税制度」の愛称（NISA）を選定し、業界横断的に使用することとした。
- ② 25年6月、「NISAの勧誘及び販売時における留意事項について」取りまとめを行い、各団体傘下の金融機関等に周知を図ることとした。
- ③ 25年8月、NISAの重複口座申請の防止への対応、重複申請があった場合の実務処理について、国税庁、金融庁に確認のうえで、統一的な対応を行うこととした。

#### (9) 新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会

25年4月、クラウドファンディングや地域等における資本調達を促す仕組み等の具体化にあたっての課題、問題点や市場関係者のニーズ等の洗出し・整理を行うため、「新規・成長企業へのリス

クマナー供給に関する検討懇談会」を設置した（本年度中、4回開催）。

25年6月、検討結果を議論の整理として取りまとめ、公表した。

#### (10) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を5回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 平成25年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた想定シナリオについて検討を行い、また、訓練結果を会員に周知した。
- ② 現行利用しているBCPWEBシステムの保守期限が平成26年10月に終了することに伴い、同システムのリプレースの実施及びリプレースに当たっての要件について検討を行った。
- ③ 東日本大震災を踏まえたBCP見直しの状況、また、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震への備えについて会員へアンケートを行い、集計結果の取りまとめを行った。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長の就退任

- ① 25年6月30日付退任 前 哲夫氏（会長）、古賀信行氏、鈴木茂晴氏、増井喜一郎氏（副会長）、大久保良夫氏（副会長・専務理事）
- ② 25年7月1日付就任 稲野和利氏（会長）、古賀信行氏、鈴木茂晴氏、大久保良夫氏（副会長）、蟹江洋司氏（専務理事）

### (3) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 25年4月1日付就任 國部 毅氏（特別会員理事）
- ② 25年6月30日付退任 加藤哲夫氏（会員理事）、菊池廣之氏、頭川信行氏（会員監事）
- ③ 25年7月1日付就任 加藤哲夫氏（会員理事）、菊池廣之氏、三浦聖人氏（会員監事）
- ④ 26年3月31日付退任 國部 毅氏（特別会員理事）

### (4) 執行役の就退任

- ① 25年6月30日付退任 伊地知日出海氏（専務執行役）、平田公一氏、小柳雅彦氏、佐々木俊彦氏（常務執行役）、村井 毅氏（執行役）
- ② 25年7月1日付就任 伊地知日出海氏（専務執行役）、平田公一氏、小柳雅彦氏、佐々木俊彦氏、（常務執行役）、村井 毅氏（執行役）

(5) 常任監事の就退任

① 25年6月30日付退任 蟹江洋司氏

② 25年7月1日付就任 大前 忠氏

(注) 25年3月29日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月17日の定時総会で会長、常任理事及び常任監事選出、6月14日を選挙期日とする会員選挙で会員理事、会員監事選出。